

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月30日

【事業年度】 第7期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

【会社名】 株式会社間組

【英訳名】 HAZAMA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野俊雄

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

【電話番号】 東京03(3588)5711

【事務連絡者氏名】 CSR推進部長 馬場義彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

【電話番号】 東京03(3588)5711

【事務連絡者氏名】 CSR推進部長 馬場義彦

【縦覧に供する場所】 株式会社間組名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目5番5号)

株式会社間組大阪支店
(大阪市北区堂島浜二丁目2番8号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
(1) 連結経営指標等					
売上高 (百万円)	230,474	237,205	221,003	224,276	191,877
経常利益 (百万円)	5,647	3,493	2,400	2,655	581
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	2,132	947	843	1,002	1,743
純資産額 (百万円)	31,227	32,585	31,123	30,286	28,374
総資産額 (百万円)	173,772	171,540	159,267	157,743	138,358
1株当たり純資産額 (円)	200.23	213.25	198.06	191.04	172.06
1株当たり当期純利益 金額又は当期純損失金 額() (円)	19.24	7.24	5.62	7.07	20.45
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	14.84	6.59	1	7.00	2
自己資本比率 (%)	18.0	19.0	19.5	19.2	20.4
自己資本利益率 (%)	7.2	3.0	2.7	3.3	6.0
株価収益率 (倍)	18.76	21.96	19.22	11.74	2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,142	5,021	648	335	6,292
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,642	222	340	3,157	239
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,572	1,021	2,064	2,326	2,656
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	21,202	27,103	25,528	25,665	29,545
従業員数 (人)	2,426	2,411	2,376	2,416	2,484

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (百万円)	206,299	216,926	204,151	209,351	180,212
経常利益 (百万円)	5,357	3,341	2,124	2,209	2,096
当期純利益 (百万円)	1,900	675	516	464	20
資本金 (百万円)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
発行済株式総数 (千株)	普通株式 100,000 第1種優先株式 750 第2種優先株式 875 第3種優先株式 875 第4種優先株式 250	普通株式 100,000 第1種優先株式 750 第2種優先株式 875 第3種優先株式 875 第4種優先株式 250	普通株式 100,000 第1種優先株式 750 第2種優先株式 875 第3種優先株式 875 第4種優先株式 250	普通株式 100,000 第1種優先株式 750 第2種優先株式 875 第3種優先株式 875 第4種優先株式 250	普通株式 100,000 第1種優先株式 750 第2種優先株式 875 第3種優先株式 875 第4種優先株式 250
純資産額 (百万円)	27,243	28,533	26,749	25,377	25,230
総資産額 (百万円)	161,250	161,979	152,146	149,216	130,831
1株当たり純資産額 (円)	160.38	172.71	154.30	141.49	140.25
1株当たり配当額 (円) (内1株当たり中間配当額)	普通株式 1.50 第1種優先株式 64.72 第2種優先株式 74.72 第3種優先株式 84.72 第4種優先株式 79.72 (普通株式) (第1種優先株式) (第2種優先株式) (第3種優先株式) (第4種優先株式)	普通株式 1.50 第1種優先株式 70.52 第2種優先株式 80.52 第3種優先株式 90.52 第4種優先株式 85.52 (普通株式) (第1種優先株式) (第2種優先株式) (第3種優先株式) (第4種優先株式)	普通株式 1.50 第1種優先株式 91.52 第2種優先株式 101.52 第3種優先株式 111.52 第4種優先株式 106.52 (普通株式) (第1種優先株式) (第2種優先株式) (第3種優先株式) (第4種優先株式)	普通株式 1.50 第1種優先株式 97.72 第2種優先株式 107.72 第3種優先株式 117.72 第4種優先株式 112.72 (普通株式) (第1種優先株式) (第2種優先株式) (第3種優先株式) (第4種優先株式)	普通株式 1.50 第1種優先株式 90.80 第2種優先株式 100.80 第3種優先株式 110.80 第4種優先株式 105.80 (普通株式) (第1種優先株式) (第2種優先株式) (第3種優先株式) (第4種優先株式)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額() (円)	16.93	4.52	2.34	1.67	2.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	13.23	4.51	1	1.67	2
自己資本比率 (%)	16.9	17.6	17.6	17.0	19.2
自己資本利益率 (%)	7.4	2.4	1.9	1.8	0.1
株価収益率 (倍)	21.32	35.18	46.15	49.70	2
配当性向 (%)	8.9	33.2	64.1	89.8	2
従業員数 (人)	2,008	2,008	2,010	2,070	2,224

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。
2 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。
3 平成22年3月期から「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号)を適用している。
4 従業員数は就業人員数を表示している。
5 1 希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。
6 2 1株当たり当期純損失であるため記載していない。

2 【沿革】

明治22年4月間猛馬の個人企業として福岡県門司に創業し、土木建築の請負に従事したのが、当社の起源である。その後、本店を下関から東京に移転するとともに、合資会社から株式会社へと組織の拡充を行いながら、活発な営業展開を進め全国的規模での工事を手がけるようになり、特に大型土木を得意とする総合建設業者となる。

当社は、この旧ハザマ（現商号：青山管財株式会社）が平成15年10月1日に分割型分割（混合型）による新設分割を行ったことにより、建設事業部門の承継会社として設立された。

設立後の主な変遷は次のとおりである。

年月	概要
平成15年10月	旧ハザマ（現商号：青山管財株式会社）の会社分割により建設事業部門の承継会社として設立、東京証券取引所市場第一部に上場。
平成15年10月	
平成15年10月	
平成17年4月	建設業許可「国土交通大臣許可（特 - 15）第20330号」ならびに宅地建物取引業免許「東京都知事（1）第82456号」を取得。
平成17年5月	
平成17年5月	
平成21年4月	子会社である青山機工株式会社と同じく子会社である日本イコス株式会社を吸収合併、本店等を東京都港区北青山二丁目5番8号から、港区虎ノ門二丁目2番5号へと移転、支店組織の整理・拡充により、東京支店・関東支店を廃し、関東土木支店・東京建築第一支店東京建築第二支店を設置、東京建築第一支店、東京建築第二支店を東京建築支店へ改組。

3 【事業の内容】

当社グループは、平成22年3月31日現在、当社、子会社4社、関連会社4社で構成され、建設事業を主な事業とし、さらに各事業に関連する事業活動を展開している。

当社グループの事業に係わる位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりである。

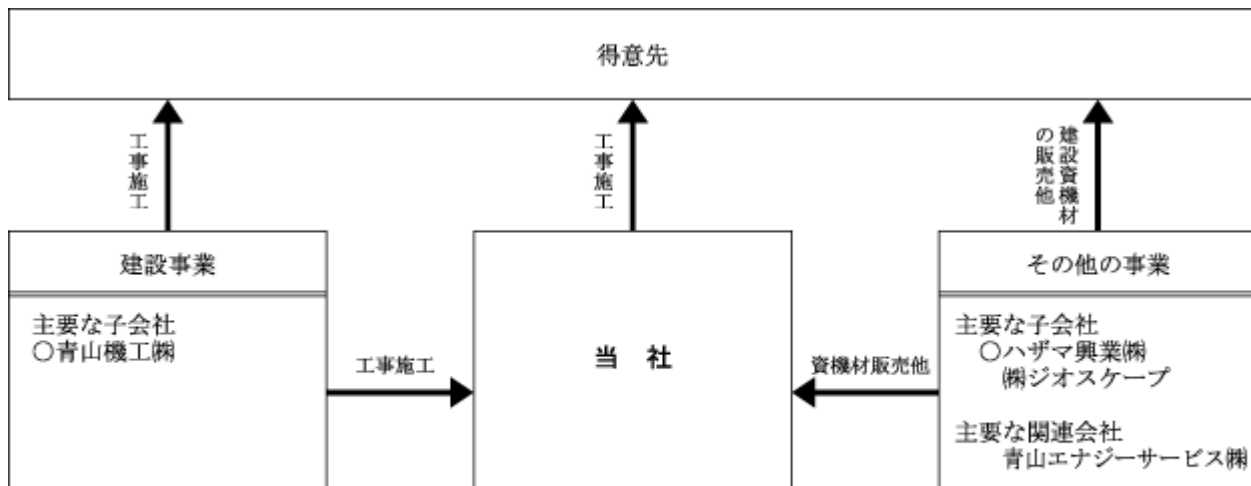
建設事業

当社は総合建設業を営んでおり、施工する工事の一部を連結子会社である青山機工(株)に発注している。

その他の事業

連結子会社であるハザマ興業(株)は、建設用資材の販売及びリースを主要事業としており、当社に対し建設用資材を納入及びリースしている。

事業の系統図は次のとおりである。



○連結子会社

4 【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
ハザマ興業株式会社	東京都江東区	152	その他の事業	100		当社グループの建設用資材の販売・リースを行っている。 役員の兼任等...従業員 4 名
青山機工株式会社	東京都江東区	80	建設事業	100		当社の建設事業において施工協力している。 役員の兼任等...従業員 5 名

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載している。
2 上記の会社は、有価証券報告書を提出していない。
3 特定子会社である。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
建設事業	2,279
その他の事業	146
全社(共通)	59
計	2,484

(注) 従業員数は就業人員である。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,224	45.3	19.5	6,518,634

- (注) 1 従業員数は就業人員である。
2 平均勤続年数は、旧ハザマ(現商号：青山管財株式会社)における勤続年数を通算して算出している。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

(3) 労働組合の状況

間組職員労働組合と称し、平成22年3月末現在の組合員数は1,379人である。結成以来円満に推移しており特記すべき事項はない。なお、当組合は日本建設産業職員労働組合協議会に加盟している。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、輸出や生産が緩やかに持ち直し、企業収益に改善の兆しが見られるものの、設備投資の回復には至らず、雇用情勢に厳しさが残るなど、引き続き厳しい状況で推移した。

当社グループの主たる事業である建設事業においても、設備投資の減少や不動産市況の低迷等により民間建設投資が低水準で推移していることに加え、予算や事業の見直しにより政府建設投資の大幅縮小が打ち出されるなど、かつてなく厳しい経営環境となった。

こうした状況のもと、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高は1,918億円（前連結会計年度比14.4%減少）、営業利益は17億円（前連結会計年度比60.6%減少）、経常利益が5億円（前連結会計年度比78.1%減少）となり、当期純損失は17億円（前連結会計年度は10億円の当期純利益）となった。

（注）「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きで表示している。

事業の種類別セグメント

（建設事業）

受注高は1,542億円（前連結会計年度比25.2%減少、提出会社単体ベース）、完成工事高は1,821億円（前連結会計年度比14.3%減少）、営業利益は19億円（前連結会計年度比58.2%減少）となった。

（その他の事業）

売上高は97億円（前連結会計年度比17.3%減少）、営業利益は4億円（前連結会計年度比7.8%増加）となった。

所在地別セグメント

（日本）

売上高は1,742億円（前連結会計年度比12.6%減少）、営業利益は36億円（前連結会計年度比29.9%減少）となった。

（その他の地域）

売上高は176億円（前連結会計年度比29.5%減少）、営業損失は12億円（前連結会計年度は1億円の営業損失）となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純損失24億円、仕入債務の減少112億円、立替金の減少101億円、売上債権の減少53億円、未成工事支出金の減少67億円等により62億円のプラス（前連結会計年度は3億円のマイナス）となった。投資活動によるキャッシュ・フローは、投資不動産の売却による収入4億円等により、2億円のプラス（前連結会計年度は31億円のプラス）となった。財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出等により26億円のマイナス（前連結会計年度は23億円のマイナス）となった。以上により現金及び現金同等物の期末残高は、期首残高と比較して38億円増加し、295億円（前連結会計年度は256億円）となった。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループが営んでいる事業の大部分を占める建設事業では生産実績を定義することが困難であり、建設事業においては請負形態をとっているため、販売実績という定義は実態にそぐわない。

また、当社グループにおいては、建設事業以外では受注生産形態をとっていない。

よって、受注及び販売の状況については、「1業績等の概要」における各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載している。

なお、参考のため個別の事業の状況は次のとおりである。

建設事業における受注工事高及び完成工事高の状況

(1) 受注工事高、完成工事高及び次期繰越工事高

期別	区分	前期繰越 工事高 (百万円)	当期受注 工事高 (百万円)	計 (百万円)	当期完成 工事高 (百万円)	次期繰越 工事高 (百万円)
前事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	土木工事	(150,060) 148,749	108,929	257,679	100,869	156,809
	建築工事	(83,371) 83,400	97,335	180,736	107,273	73,463
	合計	(233,431) 232,150	206,265	438,416	208,142	230,273
当事業年度 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	土木工事	(156,809) 156,483	74,028	230,511	99,295	131,216
	建築工事	(73,463) 73,455	80,194	153,650	79,899	73,750
	合計	(230,273) 229,939	154,222	384,161	179,194	204,967

- (注) 1 前期繰越工事高の上段()内表示額は、期首における前期末の次期繰越工事高を表し、下段表示額は為替の影響を受ける海外工事について換算修正したものである。
- 2 前期繰越工事で、契約の更改により請負金額に変更があるものについては、当期受注工事高にその増減額を含む。したがって、当期完成工事高にもかかる増減額が含まれる。
- 3 次期繰越工事高は(前期繰越工事高+当期受注工事高-当期完成工事高)である。

(2) 受注工事高の受注方法別比率

工事の受注方法は、特命と競争に大別される。

期別	区分	特命(%)	競争(%)	計(%)
前事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	土木工事	24.1	75.9	100.0
	建築工事	42.6	57.4	100.0
当事業年度 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	土木工事	13.8	86.2	100.0
	建築工事	37.2	62.8	100.0

(注) 百分比は請負金額比である。

(3) 完成工事高

期別	区分	国内		海外		計 (B) (百万円)
		官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	(A) (百万円)	(A)/(B) (%)	
前事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	土木工事	54,248	32,609	14,012	13.9	100,869
	建築工事	5,027	91,243	11,002	10.3	107,273
	合計	59,275	123,852	25,014	12.0	208,142
当事業年度 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	土木工事	63,121	23,928	12,245	12.3	99,295
	建築工事	7,544	66,968	5,386	6.7	79,899
	合計	70,666	90,897	17,631	9.8	179,194

(注) 1 海外工事の地域別割合は、次のとおりである。

地域	前事業年度(%)	当事業年度(%)
東南アジア	36.9	34.9
北米	25.0	9.1
中近東・アフリカ	25.4	33.5
中南米	8.0	16.0
その他	4.7	6.5
計	100.0	100.0

2 完成工事のうち主なものは、次のとおりである。

前事業年度の主なもの

首都高速道路(株)	S J 6 2 工区(1)トンネル工事
東日本旅客鉄道(株)東京支社 福島県	中央線東中野駅付近桜川橋改築・首都高交差部建設 1 かんがい排水(一般型)第1401号工事富岡地区(滝川ダム本体工事)
HONDA VIETNAM CO., Ltd.	ホンダベトナム 2 輪第 2 工場増築工事
(株)NI PPOコーポレーション (仮称)	アーバス立川高松駅前ビル新築工事

当事業年度の主なもの

独立行政法人鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構	九幹鹿、筑紫 T (山浦)他
農林水産省東海農政局	宮川用水第二期農業水利事業 斎宮調整池建設工事
首都高速道路(株)	S J 2 3 工区(2)新宿南出入口トンネル(その2)工事
三菱ガス化学(株)	TTPプロジェクト建築工事
共立(株)	共立ビル、共立別館、共立第2別館解体 および(仮称)新・共立ビル建設工事

3 完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の完成工事高及びその割合は、次のとおりである。

前事業年度	該当する相手先はない		
当事業年度	国土交通省	34,182百万円	19.1%

(4) 手持工事高 (平成22年3月31日現在)

区分	官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
土木工事	110,600	20,616	131,216
建築工事	14,284	59,466	73,750
合計	124,884	80,082	204,967

手持工事のうち主なもの

アルジェリア公共事業省 高速道路公団	アルジェリア東西高速道路東工区
首都高速道路(株)	中央環状品川線大橋連絡路工事
国土交通省東北地方整備局	津軽ダム本体建設(第1期)工事
全国農業協同組合連合会	(仮称)久喜新病院建設工事
名古屋市	名古屋城本丸御殿復元工事

3 【対処すべき課題】

今後の国内景気の見通しについては、輸出や生産の増加、緊急経済対策の効果などによる持ち直しが期待されるものの、雇用情勢の悪化の懸念や、デフレの緩やかな進行等、景気を下押しするリスクが依存として存在しており、今後しばらくは不安定な状況が続くものと予想される。

また、建設産業においては、政府建設投資の大幅な減少に加えて、市場の縮小、受注競争の激化、顧客ニーズの多様化など、環境の変化がより一段と進むものと思われる。

当社では、このような事業環境の変化に対応していくため、平成22年3月に「価値ある『ハザマの創造』」をテーマに掲げる新中期経営計画「ハザマ第4次中期計画」を策定し、さらなる環境の変化にも耐える事業基盤の確立と、将来に向けた新たな施策の展開を鋭意実行している。

なお、「ハザマ第4次中期計画」の概要は以下の通りである。

テーマ：価値ある「ハザマの創造」 ～資源を集中し利益を安定確保～

- ・事業を支える基盤の再構築
 - ・将来への確かな道すじ
- 計画期間
- ・第8期～第10期（平成22年4月～平成25年3月）
- 事業環境の変化に見合うコスト構造の確立～事業を支える基盤の再構築
- ・本支店組織のスリム化・フラット化
 - ・間接部門経費と人件費の削減による固定費圧縮
 - ・財務体質の改善
- 採算性と事業規模の確保～将来への確かな道すじ
- ・資源の最適化
 - ・生産システムの再構築
 - ・営業プロセスの再構築
 - ・土木事業
 - ・建築事業
 - ・海外事業
- アライアンス
CSR等

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがある。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成22年3月31日）現在において当社グループが判断したものである。

（1）業界動向

建設業界の環境変化によるリスク

当社グループの事業環境を悪化させる要因として、さらなる政府建設投資の減少や国内外の経済情勢の後退による民間建設投資の減少などが発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

建設業界の競争激化によるリスク

当社グループは、建設事業を営む多数の事業者と競合しており、競合他社との間で価格競争が激化し、その期間が長期化した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(2) 海外事業について

海外事業展開に係るリスク

当社グループは、東南アジア、米州をはじめとした諸外国において事業を行っており、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用を受けている。

海外事業において、以下のようなリスクが顕在化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性がある。

- ・各国の法令諸規制・税制の予期せぬ改廃・新設のリスク、及びそれらに対する違反発生によるリスク
- ・各国における経済状態の悪化やテロ・戦争・暴動等の発生およびその国の政情不安、社会情勢の変化によるリスク
- ・為替相場の変動により、外貨建ての資産・負債・収益・費用の円換算額が変動するリスク

(3) 当社発行の優先株式について

当社の優先株式は平成20年12月25日以降、種類毎に区々に設定されている転換期間中に普通株式へ転換することが可能となっている。当該普通株式が株式市場で売却された場合には、需給次第で当社の普通株式の価格に影響を与える可能性がある。

(4) 訴訟事件等の発生に係るリスク

全国トンネルじん肺訴訟について

現在、当社を含む多数の建設会社を被告とする全国トンネルじん肺訴訟が、全国13地方裁判所に提訴され審理中である。審理の結果によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

アスベスト問題について

当社グループは施工及び解体等の作業におけるアスベスト対策について十分な配慮を施していることから、業績等に影響を与えることはないものと判断しているが、想定を超える問題が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

過去の訴訟に係るリスク

現在、当社の元親会社である青山管財株式会社を被告とする訴訟案件があるが、同訴訟案件の原告が、当社が青山管財から分割された会社であることを根拠に同訴訟案件について当社を提訴した場合には、損害賠償金の負担等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(5) 当社の事業推進に係るリスク

資材価格の変動リスク

当社グループは資材の調達について、安定的、かつ安価な調達を可能にするように取り組んでいるが、急激な市況の高騰により資材供給の逼迫、納期の遅延等が発生し、当社グループの生産活動に大きな支障をきたす場合、もしくは製造コストが急激に上昇する場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

資金調達に係るリスク

当社グループの業績や財務状況の悪化、風説・風評の流布等が発生した場合、あるいは国内の景気悪化や金融システム不安等により資金調達市場が縮小した場合には、通常より著しく高い金利での資金調達が余儀なくされる可能性がある。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

借入金に係る制限条項について

当社の借入金のうちシンジケートローン19億円(平成22年3月末残高)については、各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結及び個別の純資産額が一定の水準以上に維持されること、各年度の決算期における連結及び個別の経常損益が2期連続して損失とならないことなどの制限条項が設定されており、当該条項に抵触した場合には、返済期限前にシンジケートローンの元本及び利息を返済する義務が発生する可能性があり、かかる状況が発生した場合は、資金繰りに支障が生じ、財政状態等に影響を与えることもある。

退職給付債務等の変動による追加的損失の発生リスク

当社グループの退職給付費用及び債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しているが、実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件に変更があった場合等には、数理計算上の差異の償却を通して追加的損失が発生する可能性がある。また、当社グループの退職給付制度を改定した場合にも、追加的負担が発生する可能性がある。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

固定資産の資産価格変動リスク

当社グループは、研究所施設、事業所等で土地や建物を保有しているほか、建設機械を保有している。地価の下落、不動産市況の需給緩和、建設機械市場の低迷等によりこれらの固定資産の価値が低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

有価証券の価格変動リスク

当社グループは市場性のある株式等の有価証券を保有している。当該有価証券の株価が大幅に下落した場合は評価損が発生し、売却した場合は売却損が発生するなど、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

繰延税金資産に係るリスク

繰延税金資産については、現行の会計基準に従い、現時点において想定される様々な予測・仮定を前提に将来の課税所得見積りを合理的に行った上で計上しているが、実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産が減少し、自己資本比率が低下する可能性がある。また、計上している繰延税金資産については、今後の利益(課税所得)をもって全額回収可能と考えているが制度面の変更等によっては、一部取崩しを求められる可能性がある。

(6) 取引先等の信用リスクに係るもの

取引先等の信用リスクに係るもの

当社グループの主たる事業である建設事業においては、発注者に対して多額の工事請負代金の立替が発生する可能性がある。

また、発注者や施工協力会社及び共同企業体の構成員である同業他社との取引において、相手先の信用不安などが顕在化した場合には、資金の回収不能や施工の遅れ、または追加費用の発生などにより経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性がある。

(7) 当社の管理面に係るリスク

法令諸規制に係るリスク

当社グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法、金融商品取引法、独占禁止法等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、建設業法、建築基準法、宅建業法等の建設業関連法令諸規制の適用を受けている。当グループは、役職員に対するコンプライアンスの徹底や法令リスク管理等を行っているが、これらの法令諸規制の改廃や新たな制度が行われた場合、もしくは法令諸規制の違反が発生した場合には、当社グループの事業運営や、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

業務リスクの顕在化によるリスク

当社グループは、業務の遂行に際して、役職員による不正確な業務、あるいは不正や過失等に起因する不適切な業務が行われることにより損失が発生しないよう、管理職の指導強化や管理者の育成に努めているが、重大な業務リスクが発生した場合には、当社グループの業務運営や、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

情報漏洩等の発生によるリスク

当社グループは、取引のある法人及び個人の情報を保有している。これらの重要な情報が外部へ漏洩した場合には、当社グループの社会的信用の低下を招くだけでなく、当社グループの業務運営への支障や、損害賠償請求等の発生により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

工事目的物の欠陥リスク

当社グループは工事目的物の品質管理には万全を期しているが、欠陥が発生した場合には、お客様に対する信頼を失うとともに、瑕疵担保責任が生じることもあり、その際には経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

災害や事故によるリスク

当社グループは多くの施工現場を有しており、労働災害等を未然に防止するため、様々な安全対策の徹底を図っている。しかしながら、何らかの原因で労働災害等が発生した場合、あるいは、地震等の自然災害による被害が発生した場合は、当社グループの経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性がある。

5 【経営上の重要な契約等】

平成18年1月27日に安藤建設株式会社との更なる関係強化と事業シナジーの創出を目指し、資本業務提携の強化に関する契約を締結した。

6 【研究開発活動】

（建設事業）

当社グループは、常に「社会の一員としてひとりひとりの価値創造を活かし、豊かな未来の実現に貢献する」を基本理念として、土木・建築・環境分野を柱に、さらなる品質の安定と十分な顧客満足を確保するべく積極的に技術・研究開発活動を推進し、その成果の展開に取り組んでいる。

当連結会計年度における研究開発への投資総額は約16億円（消費税等抜き）である。この中には、社外からの受託研究に係わる費用約3億円が含まれている。当連結会計年度における主な研究成果等は次のとおりである。

（1）コンクリートセグメントを適用した大深度シャフト施工法の開発

近年、シールドの大深度化に伴い、下水の流入、道路の地上避難出口、鉄道の換気・排水、共同溝の分岐などに小断面（3～7m程度）の大深度シャフト（立坑）の適用事例が増加している。シャフトの施工法には土留め壁やケーソン工法などがあるが、小断面・大深度では高水圧により土留め壁長の増加や補助工法が必要となる場合が多く、掘削・構築の非効率化による工期・工費の増大などの課題があった。

当社はこれらの課題に対し「コンクリートセグメントの本体利用」や「泥水による機械掘削」を適用した圧入ケーソン工法を提案し、掘削外径の縮小、内部構築の省略および掘削の効率化による工期短縮、コストダウンを実現した。

当工法は、国土交通省発注の「大阪北共同溝交野寝屋川地区工事」や東京都発注の「中央環状品川線大橋連結路工事」において採用され、今後も同様のシールド工事へ積極的に展開する予定である。

（2）既製コンクリート杭の杭頭半剛接合工法「SRパイルアンカー工法」をSC杭にも適用拡大

「SRパイルアンカー工法」は既製コンクリート杭の頭部と建物基礎の結合の度合いを緩める工法で、杭や建物基礎や基礎梁をスリム化でき、基礎工事費が最大10%削減可能な施工性に優れた工法である。

本工法をプレストレストコンクリート杭に加え、定着筋と杭頭部の溶接に手間のかかる鋼管巻きコンクリート杭（SC杭）にも適用するため、SRパイルアンカー工法研究会（当社含む5社にて構成）が共同で（財）日本建築センターの一般評定（変更）を取得した。本工法をSC杭に適用すると、杭頭曲げモーメントの低減効果だけでなく定着筋の取り付け作業が大幅に省力化でき、工期短縮も図ることができる。

今後、基礎工事のコスト低減が図れる工法として、積極的に展開していく予定である。

（3）高圧ジェット水による汚染土洗浄技術を実用化

新潟県中越沖地震により汚染した柏崎刈羽原子力発電所（東京電力㈱）の汚染土は、東京電力㈱、東電設計㈱等が技術開発を進めてきた高圧ジェット水による油汚染土洗浄技術を初めて適用し処理することになった。この技術は、高圧ジェット水を利用して汚染土、水、空気を激しく攪拌し土砂の解砕と土粒子に付着した油分の剥離を行うものであるが、実際に工事に適用するためには、分級設備、濁水処理設備、土砂供給設備等と組み合わせた洗浄システム全体を完成させる必要があった。

当社はこのシステム完成と洗浄の業務を受託し、これまでの大規模土壌洗浄工事における経験や当社技術研究所での実験結果を活かしてシステムを完成させ、約1年で35,000tの汚染土洗浄を完了した。

最大20,000mg/kg、平均2,500mg/kgの油濃度であった汚染土は、洗浄完了時には目標値1,000mg/kgを下回る200mg/kg程度以下、平均油除去率96%という極めて良好な洗浄性能が得られ、油臭や油膜が全く出ない状態にまで洗浄ができた。なお、洗浄完了土は埋戻し、濁水処理で発生した脱水ケーキはセメント原料として全量を再利用し、洗浄に使用した水も浄化してすべて循環再利用した。

当社では、東京電力㈱、東電設計㈱などと協力し、この洗浄技術の一般展開を図る予定である。

（その他の事業）

当連結会計年度は、研究開発活動は特段行われていない。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成22年3月31日）現在において当社グループが判断したものである。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されている。

この連結財務諸表の作成にあたっては、資産・負債並びに収益・費用の数値に影響を与える見積り、判断が一定の会計基準の範囲内で行われている。これらの見積り等については、継続して評価し、事象の変化等により必要に応じて見直しを行っているが、見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらとは異なる場合がある。

（2）当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高は当社の完成工事高が対前連結会計年度比13.9%の減少となったこと等により、前連結会計年度比14.4%減少の1,918億円となった。また、売上総利益は、完成工事総利益率が0.6%悪化したこと等から前連結会計年度比19.4%減少の134億円となった。

営業利益は、売上総利益の減少により、前連結会計年度比60.6%減少の17億円となった。

営業外収支は前連結会計年度に比べ為替差損の減少等により6億円改善したものの、営業利益の減少により、経常利益は5億円と前連結会計年度比78.1%の減少となった。

特別損益は貸倒引当金の戻入益を計上したものの、事業構造改革のための事業構造改善引当金の計上等により、前連結会計年度に比べ19億円悪化した。

以上により、当連結会計年度は17億円の当期純損失となり、前連結会計年度に比べ27億円悪化する結果となった。

（3）経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの本業である建設事業は、景気動向の影響を比較的受けやすい傾向にある。輸出、生産の回復等により景気に持ち直しの動きが見られるものの、過剰設備の調整に伴う設備投資のより一層の減少が懸念され、また、不動産需給バランスの悪化が続き、オフィス、商業施設等への投資が低調に推移しており、その長期深刻化が予想される。一方、官庁建設投資は、予算や事業の見直しによって大幅な減少が予想される。

当連結会計年度における提出会社単体ベースの完成工事高のうち、国内官公庁工事の割合は39.4%を占めており、公共事業投資が大幅に削減された場合は、当社グループの業績に影響を与える要因となる。

また、当連結会計年度における連結売上高に対する海外売上高は9.2%を占めており、為替相場の急激な変動や進出国の政情・経済状況の変化によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

(4) 戦略的現状と見通し

建設市場は、民間設備投資が低水準で推移していることに加え、官庁建設投資の大幅な減少により、今までの想定を超える厳しい状況になっている。

当社は、このような事業環境の変化に時機を逸することなく対応し、新たな施策を打つことが必要不可欠であるとの認識に立ち、平成22年3月に「ハザマ第4次中期計画」を策定した。

「第4次中期計画」は、前中期経営計画の骨子でもある「採算性の最優先」、「経営資源の最適配分」、「技術力・現場力」などの施策を活かしつつ、受注競争の激化、顧客ニーズの多様化、市場の縮小など、さらなる環境の変化にも耐えうる事業基盤を早期に確立することが、最重要課題であるとの認識のもと、

間接部門の効率化・簡素化を徹底し、事業環境の変化に見合うコスト構造とする

最前線の現場と営業に経営資源を集中投入し、採算性と事業規模を確保する

取組から完成迄の工事管理を徹底し、採算変動リスクを排除し利益を確保するを骨子とした施策を展開していく。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローでは、62億円のプラスとなった。主な内訳は、税金等調整前当期純損失24億円、仕入債務の減少112億円、立替金の減少101億円、売上債権の減少53億円、未成工事支出金の減少67億円などである。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、2億円のプラスとなった。主な内訳は、投資不動産の売却による収入4億円等である。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、26億円のマイナスとなった。これは、長期借入金の返済等によるものである。

以上により、現金及び現金同等物の期末残高は、期首残高と比較して38億円増加し、295億円となった。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

景気の低迷が長期深刻化し、政府建設投資の大幅な削減が予想されるなど厳しい受注環境が続いており、また、受注競争も、価格競争、技術競争など多面的に激化しており、これらの影響によって、収益が大幅に圧迫されている。

さらに、公共工事における入札制度の改革など、外的環境の変化が続いている。

このような変化に対し、第4次中期計画では、事業環境の変化に見合うコスト構造の確立、採算性と事業規模の確保、アライアンスの推進、CSRの推進等の諸施策を遂行し、事業を支える基盤を再構築し、また、将来への確かな道すじをつけていくなど、価値ある「ハザマの創造」を実現していく。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(建設事業)

当連結会計年度は、技術研究所関連等への設備投資を中心に行い、その総額は約3億円であった。

(その他の事業)

当連結会計年度は、特段の設備投資は行われていない。

(注) 「第3 設備の状況」における各事項の記載については、消費税等抜き金額を表示している。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成22年3月31日現在

事業所名 (所在地)	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
	建物・ 構築物 (賃借料)	機械・運搬 具・工具器 具備品	土地		リース資産	合計	
			土地：㎡ (賃借面積)	金額 (賃借料)			
本店 (東京都港区) 1	2,288 (722)	197	51,156	3,195	20	5,701	1,016
技術研究所 (茨城県つくば市) 2	2,378	164	56,334 (20,536)	5,125 (31)		7,669	36
東北支店 (仙台市青葉区)	350	3	3,089	2,623	9	2,986	219
大阪支店 (大阪市北区)	438 (53)	24	16,254	1,487		1,949	213
九州支店 (福岡市中央区)	148 (30)	18	18,519	739		907	197

(2) 国内子会社

平成22年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物・ 構築物	機械・運搬 具・工具器 具備品	土地		リース 資産	合計	
					土地：㎡ (賃借面積)	金額 (賃借料)			
ハザマ興業(株)	本店他 (東京都江東区)	その他の事業	106	128	26,146	512		748	146
青山機工(株)	本店他 (東京都江東区)	建設事業	4	230	39,410	113	3	351	114

- (注) 1 帳簿価額に建設仮勘定は含まない。
- 2 提出会社は建設事業の他にその他の事業を営んでいるが、大半の設備は建設事業又は共通的に使用されているので、事業の種類別セグメントに分類せず、主要な事業所ごとに一括して記載している。
- 3 提出会社は、土地及び建物の一部を連結会社以外から賃借している。建物については当連結会計年度の賃借料を「建物・構築物」欄の()内に外書きしている。また、土地については、「土地」欄の()内に賃借面積及び当連結会計年度の賃借料を外書きしている。
- 4 1 提出会社の本店には、関東土木支店、東京建築支店を含んでいる。
- 5 2 提出会社の技術研究所は、建設事業における施工技術などの研究開発施設である。他の施設は、提出会社・子会社ともに事業用施設(事務所ビルほか)である。
- 6 主要な土地・建物で賃貸中のものはない。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(建設事業)

保有施設については、必要に応じて更新投資を進めて有効利用を促進し、また情報関連設備及び技術研究開発には継続して投資を行う予定だが、重要な設備の新設及び除却等の計画はない。

(その他の事業)

設備の新設及び除却等の計画はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	397,250,000
第 種優先株式	750,000
第 種優先株式	875,000
第 種優先株式	875,000
第 種優先株式	250,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	100,000,000	100,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数は100株
第 種優先株式 (注) 2	750,000	750,000		(注) 3 1 単元株式数は100株
第 種優先株式 (注) 2	875,000	875,000		(注) 3 2 単元株式数は100株
第 種優先株式 (注) 2	875,000	875,000		(注) 3 3 単元株式数は100株
第 種優先株式 (注) 2	250,000	250,000		(注) 3 4 単元株式数は100株
計	102,750,000	102,750,000		

- (注) 1. 上記株式に関して、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。
2. 第 種、第 種、第 種及び第 種優先株式は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当する。
3. 第 種、第 種、第 種及び第 種優先株式の内容については、剰余金の配当が普通株式に優先すること等の理由から株主総会において議決権を有しないこととなっている。また、当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動する。行使価額修正条項の内容は、1、2、3、4のとおりである。なお、権利の行使に関する事項ならびに株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めはない。

1、 2、 3 第 種 第 種及び第 種優先株式は、現物出資（借入金の株式化）によって発行されている。

1 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 単元株式数は100株である。

(2) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式 1 株につき下記 に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。優先配当金の額

1 株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第 種優先配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.500%

第 種優先配当年率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年 4 月 1 日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式 1 株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(4) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。これは既存株主への影響を考慮したためである。

(5) 募集株式の割当て

当社は、法令の定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成20年12月25日から平成35年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1 株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降平成35年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の75%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ)取得価額の調整

- a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
- () 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記()も同様とする。）。
- () 当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。

- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記a()ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- () 上記a()の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)
 - () 上記a()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - () 上記a()の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa()で定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)
 - () 上記a()の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記(7)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(7) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当社が当該株式の全部を取得するのと引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額(ただし、上記(6) (八)により調整される。)をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(8) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

(9) 種類株主総会の決議

定数において、会社法第322条第2項に関する定めはない。

2 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 単元株式数は100株である。

(2) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式1株につき下記 に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 1.750\%$$

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(4) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。これは既存株主への影響を考慮したためである。

(5) 募集株式の割当て

当社は、法令に定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成22年12月25日から平成37年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成23年10月1日以降平成37年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ)取得価額の調整

- a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
- () 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記()も同様とする。）。
- () 当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記a()ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がな

い場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。

- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- () 上記a()の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)
 - () 上記a()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - () 上記a()の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa()で定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)
 - () 上記a()の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記(7)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(7) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当社が当該株式の全部を取得するのと引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額(ただし、上記(6) (ハ)により調整される。)をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(8) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

(9) 種類株主総会の決議

定数において、会社法第322条第2項に関する定めはない。

3 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

- (1) 単元株式数は100株である。
- (2) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式 1 株につき下記 に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。優先配当金の額

1 株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率（以下「第 種優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。ただし、計算の結果が 400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当率は、平成15年12月25日以降、次回配当率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第 種優先配当率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 2.000\%$$

第 種優先配当率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年 4 月 1 日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当率修正日において、午前11時における日本円 1 年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1 年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

累積条項

ある事業年度において、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「第 種累積未払配当金」という。）は翌事業年度に限り、第 種ないし第 種優先配当金および普通株主または普通登録質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う。

参加条項

第 種優先配当金が支払われた後に残余利益があるときは、普通株主または普通登録質権者に対して、1 株につき第 種優先配当金と同額にいたるまで剰余金の配当を行うことができ、さらに残余について剰余金の配当を行うときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者および普通株主または普通登録質権者に対し、1 株につき同等の金額を支払う。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式 1 株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(4) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。これは既存株主への影響を考慮したためである。

(5) 募集株式の割当て

当社は、法令の定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成24年12月25日から平成39年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1 株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成16年 1 月 1 日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成25年10月1日以降平成39年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ)取得価額の調整

- a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
- () 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記()も同様とする。）。
- () 当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。

- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記a()ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- () 上記a()の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)
 - () 上記a()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - () 上記a()の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa()で定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)
 - () 上記a()の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得の請求または下記(7)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(7) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当社が当該株式の全部を取得するのと引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額(ただし、上記(6) (八)により調整される。)をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(8) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

(9) 種類株主総会の決議

定数において、会社法第322条第2項に関する定めはない。

4 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 単元株式数は100株である。

(2) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式1株につき下記 に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 1.875\%$$

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(4) 金銭を対価とする取得請求

取得請求額

第 種優先株主は、当社に対し平成16年8月1日以降、第 種優先株式の一部または全部の金銭による取得を請求することができる。

取得限度額

当社は、上記 の請求がなされた場合に限り、毎年7月31日までの1年間に取得請求のあった第 種優先株式について、その直前の事業年度の株主資本等変動計算書における繰越利益剰余金の当期末残高（繰越利益剰余金の当期末残高がマイナスの場合も含む）と「その他資本剰余金」の当期末残高の合計額（0円を下回る場合には0円として計算する。）に本優先株式の取得を目的とした任意積立金の額（かかる任意積立金がない場合には任意積立金の額は0円として計算する。）を加えた金額を上限として、毎年10月31日までに取得手続を行うものとする。

取得の対価

当社は、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、取得の対価として発行価額相当額を支払うものとする。

抽選その他の方法

上記 による取得請求の総額が、上記 に定める取得のための限度額を超える場合は、抽選その他の方法により取得すべき第 種優先株式を決定する。

(5) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。これは既存株主への影響を考慮したためである。

(6) 募集株式の割当て

当社は、第 種優先株式について、株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、第 種優先株式に関して、募集株式の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ては行わない。

(7) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成20年12月25日から平成35年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降平成35年10月1日まで、毎年10月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)に修正される(修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(ハ)により調整される。)の75%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には当初取得価額(ただし、下記(ハ)により調整される。)をもって修正後取得価額とする。

(ハ)取得価額の調整

- a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

() 株式の分割(無償割当てを含む。)により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。)が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券(権利)を発行する場合、調整後取得価額は、その証券(権利)の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される(下記()も同様とする。)
- () 当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券(権利)であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券(権利)の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記a()ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- () 上記a()の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)
- () 上記a()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
- () 上記a()の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa()で定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)
- () 上記a()の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得の効力の発生

取得の効力は、取得請求書が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記(8)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(8) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当社が当該株式の全部を取得するのと引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記(7) (八)により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(9) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

(10) 種類株主総会の決議

定数において、会社法第322条第2項に関する定めはない。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は旧商法第280条ノ20の規定に基づき新株予約権を発行している。

平成18年3月15日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個) 1	125	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) 1	12,500,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) 2	1株当たり 347	同左
新株予約権の行使期間 3	自 平成19年4月2日 至 平成22年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) 4	発行価格 350.43 資本組入額 176	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当し、行使価額修正条項の内容は 2のとおりである。なお、権利の行使に関する事項ならびに株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めはない。

1 本新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100,000株である。ただし、下記(1)ないし(3)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(1) 当社が 2(3)の規定に従って行使価額(2(1)に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、 2(3)に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

- (2) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる 2(3) および による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (3) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、 2(3) (ロ)ただし書に示される株式分割の場合、その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

2

(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する場合における株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初347円とする。

(2) 行使価額の修正

平成19年4月2日以降、5(1)に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値のない場合は、前取引日における終値)の99%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「決定日価額」という。)が、当該決定日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、行使価額は、当該決定日以降、当該決定日価額に修正される。なお、決定日に、(3) または で定める行使価額の調整が生じた場合には、修正後の行使価額は、本新株予約権の新株予約権発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が174円(以下「下限行使価額」という。ただし、(3) ないし による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

(3) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、 に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) (ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引き換えに交付する場合または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の取得または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ロ)当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降(ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えているため基準日がある場合は、その日の翌日以降)、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金に組み入れられることの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の額を減少して資本金に組み入れられることの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記ただし書の場合において、株式分割又は株式無償割当てのための基準日の翌日から当該剰余金の額を減少して資本金に組み入れられることの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ)取得請求権付株式であって、その取得と引き換えに (ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合または (ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)のすべてが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)または株式無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(イ)行使価額調整式の計算の結果生じる円位未満の端数は切り捨てるものとする。

(ロ)行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、(ロ)ただし書の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ハ)行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、(ロ)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

(イ)株式の併合、資本金の額の減少、会社法第5編第3章第2節に定められた新設分割、同章1節に定められた吸収分割、または同編第2章に定められた合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

(ロ)その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(ハ)行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(2)または(イ)ないし(ロ)により行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の行使価額、修正後または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、(ロ)ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、当社取締役会で定める取得日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該取得日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たり343,000円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。この場合、取得される本新株予約権については、当該取得日の前日を権利行使期間の最終日とする。

4

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式の発行価格は、350.43円とする。ただし、1(1)ないし(3)および2(2)または2(3)によって修正または調整が行われることがある。

(2) 本新株予約権の行使により発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5 本新株予約権行使の効力発生時期等

(1) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。ただし、当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。

(2) 当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株式を交付する。

6 本新株予約権行使請求および払込みの方法

(1) 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要な事項を記入し、記名捺印の上、これを7に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に提出するものとする。当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。

(2) 前号の行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式にかかる行使価額の全額(以下「払込金」という。)を現金にて8に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。

(3) 行使請求受付場所に本新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

7 本新株予約権の行使請求受付場所

株式会社間組 CSR推進部
東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

8 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社みずほコーポレート銀行 内幸町営業部
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

9 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り新株予約権証券を発行するものとする。

10 新株予約権行使後第1回目の配当

本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の剰余金の配当については、行使がなされた日の属する事業年度の初めの日に当社普通株式の交付があったものとみなして、これを支払う。ただし、会社法第454条第5項に基づき、9月30日を同項に規定する一定の日とする中間配当制度を設けるための定款変更をした場合は、行使により交付された当社普通株式の剰余金の配当または会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当については、本新株予約権の行使が毎年4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

11 1単元の数の定めを廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の発行日後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずる。

当社は会社法第236条第1項、第238条第1項及び第2項ならびに第240条第1項の規定に基づき新株予約権を発行している。

第1回新株予約権A（平成20年6月27日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,060	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) 1	106,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月15日 至 平成31年7月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格108 2	同左
新株予約権の行使の条件	3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	4	同左

1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てた平成20年7月15日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（普通株式の株式無償割り当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 発行価格は行使時の払込金額1円とストック・オプションの付与日における公正な評価単価107円を合算した金額を記載している。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社第5回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結まで継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にある場合に限り、平成21年7月15日から平成31年7月14日までの期間内において新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社第5回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結時までに、死亡または会社都合より当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合はこの限りではない。この場合、新株予約権者は、平成21年7月15日から平成26年7月14日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が次回定時株主総会終結時以降、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、新株予約権者は、当該地位喪失日の翌日（ただし、次回定時株主総会終結後、平成21年7月14日までの期間内に地位を喪失した者については平成21年7月15日）から5年を経過する日または平成31年7月14日のうちいずれか早い日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(3) 新株予約権者は、以下に定める場合には、上記(1)および(2)に定める期間に拘わらず、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月15日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、平成31年7月14日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記 2 に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

無償で新株予約権を取得することができる場合に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記 3 に準じて決定する。

当社は会社法第236条第1項および第238条第1項に基づき新株予約権を発行している。

第1回新株予約権B（平成20年6月27日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	7,125	7,030
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) 1	712,500	703,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) 2	1株当たり 125	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月16日 至 平成27年7月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格155 3	同左
新株予約権の行使の条件	4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	5	同左

1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てた平成20年7月15日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（普通株式の株式無償割り当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2 行使価額の調整

割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または の事由を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

株式分割または株式併合を行う場合、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1)発行価格は行使時の払込金額125円とストック・オプションの付与日における公正な評価単価30円を合算した金額を記載している。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4 新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、割当日から平成22年7月15日まで継続して当社の使用人の地位にある場合に限り、平成22年7月16日から平成27年7月15日までの期間内において新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、割当日から平成22年7月15日(当日を含まない。)までに、死亡、定年退職または会社都合により当社の使用人の地位を喪失した場合はこの限りではない。この場合、新株予約権者は、平成22年7月16日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

- (2) 新株予約権者が、平成22年7月15日(当日を含む。)以降、平成22年7月16日から平成27年7月15日の期間において、死亡、定年退職または会社都合により使用人の地位を喪失した場合は、地位喪失の日の翌日から1年を経過する日または平成27年7月15日のうちいずれか早い日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (3) 新株予約権者が、死亡、定年退職または会社都合以外により当社の使用人の地位を喪失した場合は、新株予約権を行使できないものとする。
 - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 1 に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成22年7月16日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、平成27年7月15日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記 3 に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
無償で新株予約権を取得することができる場合に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記 4 に準じて決定する。

当社は会社法第236条第1項、第238条第1項及び第2項ならびに第240条第1項の規定に基づき新株予約権を発行している。

第2回新株予約権A（平成21年6月26日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,150	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) 1	115,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月14日 至 平成32年7月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格102 2	同左
新株予約権の行使の条件	3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	4	同左

1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てた平成21年7月14日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（普通株式の株式無償割り当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 発行価格は行使時の払込金額1円とストック・オプションの付与日における公正な評価単価101円を合算した金額を記載している。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社第6回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結まで継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にある場合に限り、平成22年7月14日から平成32年7月13日までの期間内において新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社第6回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結時までに、死亡または会社都合より当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合はこの限りではない。この場合、新株予約権者は、平成22年7月14日から平成27年7月13日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が次回定時株主総会終結時以降、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、新株予約権者は、当該地位喪失日の翌日（ただし、次回定時株主総会終結後、平成22年7月13日までの期間内に地位を喪失した者については平成22年7月14日）から5年を経過する日または平成32年7月13日のうちいずれか早い日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(3) 新株予約権者は、以下に定める場合には、上記(1)および(2)に定める期間に拘わらず、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月14日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、平成32年7月13日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記 2 に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

無償で新株予約権を取得することができる場合に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記 3 に準じて決定する。

当社は会社法第236条第1項および第238条第1項に基づき新株予約権を発行している。

第2回新株予約権B（平成21年6月26日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	864	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) 1	86,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) 2	1株当たり 120	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月15日 至 平成27年7月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格148 3	同左
新株予約権の行使の条件	4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	5	同左

1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てた平成21年7月14日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（普通株式の株式無償割り当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2 行使価額の調整

割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または の事由を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

株式分割または株式併合を行う場合、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1)発行価格は行使時の払込金額120円とストック・オプションの付与日における公正な評価単価28円を合算した金額を記載している。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4 新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、割当日から平成23年7月14日まで継続して当社の使用人の地位にある場合に限り、平成23年7月15日から平成28年7月14日までの期間内において新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、割当日から平成23年7月14日(当日を含まない。)までに、死亡、定年退職または会社都合により当社の使用人の地位を喪失した場合はこの限りではない。この場合、新株予約権者は、平成23年7月15日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

- (2) 新株予約権者が、平成23年7月14日(当日を含む。)以降、平成23年7月15日から平成28年7月14日の期間において、死亡、定年退職または会社都合により使用人の地位を喪失した場合は、地位喪失の日の翌日から1年を経過する日または平成28年7月14日のうちいずれか早い日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (3) 新株予約権者が、死亡、定年退職または会社都合以外により当社の使用人の地位を喪失した場合は、新株予約権を行使できないものとする。
 - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 1 に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成23年7月15日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、平成28年7月14日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記 3 に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
無償で新株予約権を取得することができる場合に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記 4 に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はない。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年8月4日 1		102,750		12,000	6,000	3,000

1 旧商法第289条第2項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものである。

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		36	36	436	93	13	30,303	30,917	
所有株式数 (単元)		201,624	4,851	246,627	57,899	244	487,101	998,346	165,400
所有株式数 の割合(%)		20.20	0.49	24.70	5.80	0.02	48.79	100.00	

(注) 1 自己株式1,124,692株は、「個人その他」に11,246単元及び「単元未満株式の状況」に92株含めて記載している。なお、自己株式の実質保有株式数は株主名簿と一致している。

2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が199単元含まれている。

第 種優先株式

平成22年 3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		2						2	
所有株式数(単元)		7,500						7,500	
所有株式数の割合(%)		100.00						100.00	

第 種優先株式

平成22年 3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		2						2	
所有株式数(単元)		8,750						8,750	
所有株式数の割合(%)		100.00						100.00	

第 種優先株式

平成22年 3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		2						2	
所有株式数(単元)		8,750						8,750	
所有株式数の割合(%)		100.00						100.00	

第 種優先株式

平成22年 3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数(単元)				2,500				2,500	
所有株式数の割合(%)				100.00				100.00	

(7) 【大株主の状況】

所有株式

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
安藤建設株式会社	東京都港区芝浦三丁目12番8号	10,250	9.98
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	5,969	5.81
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	3,342	3.25
ハザマグループ取引先持株会	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	3,158	3.07
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	2,548	2.48
ハザマグループ従業員持株会	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	2,396	2.33
昭和地所株式会社	東京都中央区京橋三丁目7番8号	2,072	2.02
シービーエヌワイデイエフエイ インターナショナルキャップパ リユーポートフォリオ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	1,583	1.54
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,553	1.51
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,481	1.44
計		34,353	33.43

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりである。

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
安藤建設株式会社	東京都港区芝浦三丁目12番8号	100,000	10.13
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	44,066	4.46
ハザマグループ取引先持株会	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	31,581	3.20
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	25,481	2.58
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	24,047	2.44
ハザマグループ従業員持株会	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	23,969	2.43
昭和地所株式会社	東京都中央区京橋三丁目7番8号	20,720	2.10
シービーエヌワイデイエフエイ インターナショナルキャップパ リユーポートフォリオ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	15,830	1.60
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	15,533	1.57
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	14,811	1.50
計		316,038	32.02

(注) 所有株式は、すべて信託業務に係るものである。

第 種優先株式

平成22年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	375	50.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	375	50.00
計		750	100.00

第 種優先株式

平成22年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	437.5	50.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	437.5	50.00
計		875	100.00

第 種優先株式

平成22年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	750	85.71
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	125	14.29
計		875	100.00

第 種優先株式

平成22年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
安藤建設株式会社	東京都港区芝浦三丁目12番8号	250	100.00
計		250	100.00

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第 種優先株式 750,000 第 種優先株式 875,000 第 種優先株式 875,000 第 種優先株式 250,000		「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,124,600		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他) 1	普通株式 98,710,000	987,100	同上
単元未満株式 2	普通株式 165,400		同上
発行済株式総数	102,750,000		
総株主の議決権		987,100	

1 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が19,900株(議決権199個)含まれている。

2 「単元未満株式」には、自己株式92株が含まれている。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社間組	東京都港区虎ノ門 二丁目2番5号	1,124,600		1,124,600	1.09
計		1,124,600		1,124,600	1.09

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法により、当社の取締役、執行役員及び幹部従業員に対してストックオプションを付与している。

当該制度の内容は、次のとおりである。

第1回新株予約権A

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役8名、執行役員13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)

(注) 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第1回新株予約権B

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の幹部従業員76名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)

(注) 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第2回新株予約権A

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役9名、執行役員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)

(注) 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第2回新株予約権B

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の幹部従業員9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)

(注) 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第3回新株予約権A

決議年月日	平成22年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役8名、執行役員8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	92,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成23年7月16日～平成33年7月15日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権を割り当てる日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

なお、平成22年6月15日の公正価値算定によっている。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社第7回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結まで継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権の行使期間内において新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社第7回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結までに、死亡または会社都合により当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合はこの限りではない。この場合、新株予約権者は、平成23年7月16日から平成28年7月15日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が次回定時株主総会終結時以降、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、新株予約権者は、当該地位喪失日の翌日(ただし、次回定時株主総会終結後、平成23年7月15日までの期間内に地位を喪失した者については平成23年7月16日)から5年を経過する日または平成33年7月15日のうちいずれか早い日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(3) 新株予約権者は、以下に定める場合には、上記(1)および(2)に定める期間に拘わらず、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「株式の数(株)」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
残存新株予約権に関する以下の事項に準じて決定する。
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
下記(注)4に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)2に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(平成20年6月27日決議)での決議状況(取得期間平成20年6月30日~平成21年6月25日)	1,000,000	150
当事業年度前における取得自己株式	832,400	82
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価格の総額	167,600	67
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	16.76	45.01
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	16.76	45.01

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(平成21年6月26日決議)での決議状況(取得期間平成21年7月22日~平成21年8月27日)	320,000	38
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	201,400	23
残存決議株式の総数及び価格の総額	118,600	15
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	37.06	39.11
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	37.06	39.11

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	3,696	0
当期間における取得自己株式	257	0

(注) 当期間における取得自己株式には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(ストック・オプション行使の代用)	4,400	0		
保有自己株式数	1,124,692		1,124,949	

(注) 当期間における保有自己株式には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

3 【配当政策】

当社は、中長期的な観点から企業価値の持続的な向上と将来の成長に向けた内部留保の充実を図ることを念頭におき、株主への配当については、当社の業績、連結決算状況、ならびに将来の収益等を考慮して安定的な配当を実施することを基本としている。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等については、取締役会の決議により定めることができる旨、また期末配当、中間配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨定款に定めている。

なお、当事業年度の剰余金の配当は、上記基本方針に従い、以下のとおりである。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成22年6月29日定時株主総会	第 種優先株式	68	90.80
平成22年6月29日定時株主総会	第 種優先株式	88	100.80
平成22年6月29日定時株主総会	第 種優先株式	96	110.80
平成22年6月29日定時株主総会	第 種優先株式	26	105.80
合計		279	

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	435	363	165	127	122
最低(円)	235	138	85	65	75

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式にかかるものである。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年 10月	11月	12月	平成22年 1月	2月	3月
最高(円)	113	100	86	89	84	85
最低(円)	83	75	77	80	77	78

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式にかかるものである。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		小 野 俊 雄	昭和22年5月18日生	昭和47年4月 平成12年12月 同 14年4月 同 15年1月 同 15年4月 同 15年6月 同 15年10月 同 17年5月 同 17年6月 同 19年6月 同 19年12月	旧ハザマ入社 同社横浜支店営業第一部長 同社横浜支店営業部長 同社九州支店副支店長 同社役員待遇九州支店長 同社執行役員九州支店長 当社執行役員九州支店長 当社執行役員関東土木支店長 当社常務執行役員関東土木支店長 当社代表取締役副社長 土木事業・海外事業担当 当社代表取締役社長（現任）	(注) 2	42
代表取締役 副社長	C S R ・ 審 査 ・ 財 務 担 当	宍 戸 道 夫	昭和20年9月29日生	平成12年5月 同 14年4月 同 15年5月 同 15年6月 同 15年10月 同 19年6月 同 20年6月 同 22年4月	株式会社第一勧業銀行 代表取締役 専務取締役 株式会社みずほコーポレート銀行 専務取締役 審査統括役員 旧ハザマ入社 顧問 同社代表取締役副社長 審査担当 当社代表取締役副社長 審査担当 当社代表取締役副社長 審査・コンプライアンス担当 当社代表取締役副社長 経営企画本部・審査・ コンプライアンス担当 C S R ・ 審 査 ・ 財 務 担 当 （ 現 任 ）	(注) 2	64
代表取締役 副社長	建築事業担当	植 野 寿 憲	昭和22年4月19日生	平成10年4月 同 14年4月 同 18年4月 同 19年4月 同 21年4月 同 21年6月	安藤建設株式会社東北支店 副支店長 安藤建設株式会社 第二建築事業部副事業部長 安藤建設株式会社 営業本部営業第三本部長 安藤建設株式会社執行役員 首都圏事業本部第一建築事業部長 当社入社 顧問 当社代表取締役副社長 建築事業担当（現任）	(注) 2	29
代表取締役 専務執行役員	土木事業本部長	金 澤 真 一	昭和23年11月17日生	昭和48年4月 平成16年4月 同 16年10月 同 17年4月 同 17年6月 同 18年6月 同 20年6月 同 21年10月 同 22年4月 同 22年6月	旧ハザマ入社 当社土木事業本部部长 当社土木事業本部技術第二部長 当社役員待遇東北支店副支店長 当社役員待遇東北支店長 当社執行役員東北支店長 当社常務執行役員東北支店長 当社常務執行役員 土木事業本部副本部長 当社専務執行役員 土木事業本部長 当社代表取締役 専務執行役員 土木事業本部長（現任）	(注) 2	41

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員	建築事業本部 担当	山崎 光	昭和30年2月20日生	平成13年4月 同 14年4月 同 15年10月 同 16年3月 同 17年8月 同 19年6月 同 20年6月 同 22年4月 同 22年6月	三菱信託銀行株式会社 営業統括部長 三菱信託銀行株式会社 東京営業第2部長 三菱信託銀行株式会社 営業第5部長 三菱信託銀行株式会社 営業第2部長 株式会社東京三菱銀行 信託業務部長(出向) 三菱UFJ信託銀行株式会社 執行役員法人企画推進部長 進和ビル株式会社 代表取締役社長 当社入社 顧問 当社取締役 常務執行役員 建築事業本部担当(現任)	(注)2	15
取締役 常務執行役員	建築事業本部長	石田 統八郎	昭和23年12月22日生	昭和47年4月 平成12年7月 同 15年4月 同 15年10月 同 17年6月 同 18年6月 同 20年6月 同 21年4月 同 21年6月	旧八ザマ入社 同社建築事業総本部 建築事業管理部長 同社建築事業本部副本部長 当社建築事業本部副本部長 当社役員待遇東京建築第一支店長 当社執行役員東京建築第一支店長 当社常務執行役員 東京建築第一支店長 当社常務執行役員 建築事業本部長 当社取締役 常務執行役員 建築事業本部長(現任)	(注)2	26
取締役 執行役員	技術・環境 本部長 兼 技術研究所長 防災担当	世一 英俊	昭和25年10月18日生	昭和50年4月 平成8年4月 同 11年6月 同 15年4月 同 15年10月 同 19年6月 同 21年4月 同 21年6月 同 22年4月	旧八ザマ入社 同社技術研究所・技術開発セン ター研究開発推進部長 同社経営推進企画部長 同社技術・環境本部 技術研究所長 当社技術・環境本部 技術研究所長 当社役員待遇技術・環境本部 技術研究所長 当社執行役員技術・環境本部長 兼 技術研究所長 当社取締役 執行役員 技術・環境本部長 兼 技術研究所長 当社取締役 執行役員 技術・環境本部長 兼 技術研究所長 防災担当(現任)	(注)2	19
取締役 執行役員	管理本部長 兼 経営企画部 担当	小島 秀一	昭和28年3月16日生	昭和51年4月 平成13年7月 同 15年4月 同 15年10月 同 17年6月 同 19年5月 同 19年6月 同 21年10月 同 22年4月 同 22年6月	旧八ザマ入社 同社経営企画室経営推進部長 同社経営企画室企画部長 当社経営企画室企画部長 当社秘書部長 当社関東土木支店副支店長 当社役員待遇関東土木支店 副支店長 当社役員待遇経営企画本 部副本部長 当社執行役員管理本部長 兼 経営企画部担当 当社取締役 執行役員 管理本部長 兼 経営企画部担当(現任)	(注)2	12

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
常任監査役 (常勤)		戸倉謙治	昭和24年6月17日生	昭和47年4月 平成12年7月 同 14年2月 同 15年10月 同 16年4月 同 17年6月 同 19年7月 同 20年6月	旧ハザマ入社 同社関東支店管理部長 同社東京支店管理部長 当社東京支店管理部長 当社人事部長 当社役員待遇人事部長 当社役員待遇国際事業統括支店 副支店長 当社常任監査役(現任)	(注)3	20	
監査役 (常勤)		石松英二	昭和26年1月5日生	昭和48年4月 平成11年4月 同 15年10月 同 18年6月 同 19年5月 同 20年6月	旧ハザマ入社 同社九州支店管理部長 青山機工株式会社管理部長 青山機工株式会社取締役管理部長 当社名古屋支店副支店長 当社監査役(現任)	(注)3	34	
監査役 (常勤)		田中力	昭和24年11月19日生	平成9年4月 同 12年4月 同 15年4月 同 18年4月 同 20年6月	朝日生命保険相互会社浦和支社長 朝日生命保険相互会社群馬支社長 朝日生命保険相互会社 鹿児島支社長 朝日生命保険相互会社営業総局業 務推進担当ゼネラルマネージャー 当社監査役(現任)	(注)3	10	
監査役 (非常勤)		野原馨	昭和20年4月4日生	平成6年7月 同 15年5月 同 19年5月 同 20年6月	安藤建設株式会社社長室経営企画 部経営企画課長 株式会社エビラ取締役業務部長 株式会社エビラ業務部長 当社監査役(現任)	(注)3	14	
計								331

- (注) 1 監査役 田中力及び野原馨は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」である。
2 取締役の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
3 監査役の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
4 所有株式数は全て普通株式に係るものである。
5 平成22年6月30日現在における執行役員の役名、氏名、職名は以下のとおりである。

は取締役兼務者である。

役名	氏名	職名
社長	小野俊雄	
副社長	穴戸道夫	C S R・審査・財務担当
副社長	植野寿憲	建築事業担当
専務執行役員	金澤真一	土木事業本部長
常務執行役員	山崎光	建築事業本部担当
同	石田統八郎	建築事業本部長
執行役員	世一英俊	技術・環境本部長 兼 技術研究所長 防災担当
同	小島秀一	管理本部長 兼 経営企画部担当

役名	氏名	職名
常務執行役員	肥 後 満 朗	関東土木支店長
同	遠 藤 隆	管理本部担当
同	細 川 修	建築事業本部担当
同	西 田 壽 起	土木事業本部担当
同	熊 木 徹	大阪支店長
同	杉 本 文 雄	東京建築支店長
執行役員	上 野 敏 光	土木事業本部担当
同	秋 葉 善 美	建築事業本部担当
同	安 原 啓 行	建築事業本部担当
同	横 井 博 志	土木事業本部担当
同	青 木 繁 信	安全本部長
同	木 下 寿 昌	名古屋支店長
同	磯 谷 勢	建築事業本部担当
同	松 本 達 広	国際事業統括支店長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 提出会社の企業統治の体制の概要等

提出会社の企業統治の体制の概要および当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、経営監督機能の透明性・公正性や意思決定の機動性が求められるなか、経営環境変化に迅速に対応できる経営システムの維持・実践を重要課題としている。また、取締役会による取締役の監督と、監査役による取締役の監査が、現状において十分機能しているため、引き続き、取締役・監査役制度を中心とした組織体制としている。

(イ) コーポレート・ガバナンス強化のため、「取締役・取締役会」を「意思決定機能および業務執行の監督機能」として、「経営会議、執行役員および執行役員会」を「業務執行機能」として明確に分離し、取締役の少数化と執行役員制度を導入している。

(ロ) 取締役は、その経営責任を一層明確にするとともに、経営環境の変化に最適な経営体制を構築するため、任期を1年としている。また、取締役会構成員としての役割と責任を明確にするため、役付取締役を設けず、代表取締役と取締役の区分のみとしている。なお、当社には社外取締役はいない。

(ハ) 執行役員は、その役位を「社長」「副社長」「専務執行役員」「常務執行役員」「執行役員」の5区分とし、担当業務に対する責任を明確にするとともに、執行体制の機動性・柔軟性を高めるため、任期を1年としている。また、担当業務については取締役会にて決議して「権限」と「責任」を明確にし、担当業務の業績結果を反映する報酬制度としている。

(ニ) 取締役会は、当報告書の提出日現在8名で構成され、毎月開催し、経営に関する重要事項の迅速な意思決定および業務執行状況の監督を行っている。さらに経営戦略等の政策審議・計画進捗のチェック・立案機能の多角化および強化をはかるべく経営会議を開催している。また、執行役員制度により、合議機関の効率化と業務執行機能の強化をはかるとともに、執行ラインへの経営情報の正確かつ迅速な伝達、部門間の情報の共有化をはかるべく、執行役員会を毎月開催している。

(ホ) 監査役(会)制度を採用しており、監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査している。

(ヘ) コンプライアンスに関する事項を審議・諮問する機関としてのコンプライアンス委員会など、経営の合理化に資するための各種委員会を設置している。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- () 当社において想定される多種多様のリスクに対し、社内規定・標準類の整備及び通達の発信等により、リスクの発生を未然に防止するとともに、発生時には迅速な対応を図っている。
- () 業務遂行上必要な決裁事項は、「決裁規定」の運用基準である「決裁基準」による決裁、及び「審査対象基準」による所定の審査を実施し、損失の発生を未然に防止している。万一、不測の事態が発生した場合には、「緊急事態対応マニュアル」に従って迅速に対応し、損害の拡大を防止するとともに、これを最小限にとどめる。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- () 取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜開催している。なお、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要方針等については、経営会議においても審議を行い、取締役会審議の充実・効率化を図っている。
- () 執行役員会を月1回定期に開催し、執行ラインへの経営情報の正確かつ迅速な伝達、及び執行役員相互の意思疎通を図っている。
- () 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ「中期経営計画」及び各年度「事業方針」を立案し、全社的な目標を設定する。各部門は、その目標達成に向け具体策を立案・実行している。

e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- () 「ハザマ行動規範」の具体的解説を含む「コンプライアンスマニュアル」の制定を行うなど、法令遵守、企業倫理の観点から、関連規定の整備・充実を図っている。
- () コンプライアンス意識の浸透を図るべく、各部門にコンプライアンス体制の推進責任者及び推進担当者を任命している。
- () 定期的な教育・研修を実施し、コンプライアンス意識の徹底を図っている。
- () 法令・社内規定違反その他コンプライアンスに関する問題の発生を早期に把握して解決する仕組みとして、内部通報制度を整備している。

f. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、子会社・関連会社よりその事業内容の定期的な報告を受けている。また、グループ各社別に担当部門を定め、会社間の指示・要請の伝達を効率的に行うとともに、担当部門は、子会社・関連会社が行う主体となる重要な事項について、当社決裁基準に従い、取締役会、経営会議に報告し、または承認を諮っている。

また、監査役及び内部監査部門による監査を実施し、その状況を確認している。

g. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- () 監査役を補助するため、監査役会事務局を置いている。監査役会事務局は、内部監査部門スタッフの兼務とするが、監査役会が求めた場合、監査役会が同意する専従者を配置する。
- () 内部監査部門は、監査役監査を補完するため、監査役と協議または意見交換を行い、内部監査計画等を作成するとともに、監査役の監査が効率的に実施できるよう、監査役と緊密な連携を保持している。

h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- () 取締役及び使用人は、各種規定に従い当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に適時に報告している。
- () 監査役が、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議ほか重要な会議・委員会に出席し、意見を述べるができるよう、社内規定の整備・充実を図っている。
- () 代表取締役は、監査役及び監査役会と定期的に会合を持ち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見交換し、監査役との相互認識を深めている。

i. 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行っている。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行っている。

j. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- () 当社におけるコンプライアンスを徹底するため、「反社会的勢力による被害を防止する基本方針」を制定し、「反社会的勢力対応マニュアル」を整備している。
- () 当社は、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との一切の関係を遮断し、それらとの接触を未然に回避している。万一、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部機関との連携・相談により、法的手段を含め、組織として毅然とした対応をとる。

(ロ) コンプライアンス体制

当社では、コンプライアンスが会社経営の基盤であるとの認識のもと、コンプライアンスの徹底を図るべく、主に以下の取組事項を実施している。

a. 内部統制システムにかかわる基本方針の決定

平成18年5月15日開催の取締役会において、内部統制ならびにコンプライアンスに関する体制の強化・整備策の決定を行った。

なお、内部統制システムにかかわる基本方針については平成22年5月14日に見直しを行っている。

b. コンプライアンス委員会・推進組織の設置

コンプライアンスを全社に浸透させ、コンプライアンス体制を有効に機能させるため、社長をトップとするコンプライアンス委員会、および推進組織としてCSR推進部を設置している。

c. コンプライアンス担当役員・コンプライアンス推進責任者・推進担当者の任命

「CSR担当役員」に任命された者がコンプライアンスを担当している。また、本社内各本部・各支店における推進責任者・推進担当者を任命し、全社をあげたコンプライアンスの浸透に努めている。

d. コンプライアンス推進活動基本計画の策定と実施

コンプライアンスの活動を具体的に展開するために、每期、コンプライアンス推進活動基本計画の策定・見直しを行い、計画に基づいた施策を実施している。

e. 『ハザマ行動規範』・『コンプライアンスマニュアル』

コンプライアンスの徹底を図るため、業務を執行する上で役員および社員が遵守すべき基本ルールである『ハザマ行動規範』を制定している。また、その具体的解説や業務上の注意事項を記載した『コンプライアンスマニュアル』を全役職員に配布し、各職場において定期的に読み合わせによる勉強会を行うことにより、コンプライアンス意識の醸成を図っている。

f. 内部通報制度

社内における不正行為等を早期に発見し解決するため、内部統制システムの一環としての内部通報制度を導入しており、外部の法律事務所を含めた相談・通報窓口を設置している。

g. 談合の排除、適正な営業活動の確保

社長自ら脱談合宣言を行い、コンプライアンス徹底の指示を行った。

また、社内規定において、入札談合に関与し行政処分を受けた場合、職員は懲戒解雇、役員は解任事由となる旨を明記するとともに、支店長を支店の最高経営責任者とし、権限と責任を明確にすることとしている。

さらに、業務運用においても、入札に際し共同企業体の編成や入札価格などの決定プロセスを明確にし、共同企業体構成員も含め適正な営業活動を確保するための諸手続き（「公告案件取組検討書」・「JV編成伺い書」・「会合出席事前申請書」・「JV確約書」）、工事の受注時点でのコンプライアンスチェックの実施をそれぞれ定めている。

h. 公正かつ透明な取引、建設産業発展への尽力

当社のパートナーである協力会社との公正な下請取引を確保すべく、下請発注の手続きを定めている。また、「建設業法」・「建設業法令遵守ガイドライン」等、建設産業の発展を目指す法的要請に対しても、適宜対応を図っている。

i. 反社会的勢力との関係遮断の徹底

暴力団をはじめとする反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止することを目的として、「反社会的勢力による被害を防止する基本方針」・「反社会的勢力対応マニュアル」を制定している。また、取引業者との工事下請負契約約款においても、反社会的勢力や不当要求・不当介入の排除を定めている。

j. 定期的な教育・研修の実施

本店において顧問弁護士による定期的な研修、および階層別集合研修における『ハザマ行動規範』の周知等のコンプライアンス教育を実施している。各部門においても、研修会やビデオ教材による教育等を実施している。

また、毎年11月を「コンプライアンス推進月間」と定め、諸企画・行事によりコンプライアンス意識の維持・向上を図っている。

k. コンプライアンス監査の実施

各部門におけるコンプライアンス推進活動基本計画の実施状況を確認するため、CSR推進部による監査を実施している。

(2) 各監査と内部統制部門との連携等

内部監査および監査役監査の組織・人員・手続

(イ) 監査役会は、当報告書の提出日現在、社外監査役2名（生命保険会社および他の建設会社における豊富な経験と見識を有する）を含む4名（うち3名が常勤監査役）で構成されている。また、監査役監査の実効性を高め、監査職務を円滑に遂行するため、監査役会事務局を設置し、監査役スタッフを1名配置している。

(ロ) 各監査役（社外監査役を含む）は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、各期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等から職務の執行状況について報告・説明を受け、重要な書類等を閲覧し、本店および主要な事業所の監査を実施している。

(ハ) 内部監査機能としては、社長直轄のCSR推進部を設置し、当報告書の提出日現在3名の担当で構成されている。CSR推進部は、各期の監査計画に基づき、業務監査、内部統制監査、コンプライアンス監査を実施し、その結果を社長、取締役会および監査役会に報告している。

内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携ならびにこれら監査と内部統制部門との関係

(イ) 監査役は、会計監査人と監査方針、監査計画、監査報告および監査実施状況等について、適宜意見交換・情報交換を行い、連携して監査の実効性を高めている。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための「監査業務の品質管理のシステム」について、報告を受けている。また、内部統制部門の監査を実施し、内部統制システムの状況を監視し検証している。

(ロ) 内部監査部門であるCSR推進部は、監査役と協議または意見交換を行い、監査役の監査が効率的に実施できるよう、監査役と緊密な連携を保持している。また、財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を社長、取締役会および監査役会に報告している。

(3) 提出会社の社外役員について

社外取締役・社外監査役の員数ならびに会社と社外役員の利害関係等

当報告書の提出日現在、社外取締役は選任していないが、社外監査役は2名選任している。なお、当社と社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係は有さない。

当該社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能および役割ならびに当該社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方

監査体制の独立性および中立性をより一層高め、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、社外監査役を選任している。社外監査役は、客観的立場から取締役の業務執行に対する監督機能、中立的視点からの助言機能の役割を担っている。

社外監査役による監査と他の監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

(2) に記載のとおり。

社外取締役に代わる社内体制および当該社内体制を採用する理由

当社は、社外取締役を選任していない。これは社外監査役が経営監視面における役割を十分果たしているとの考えによるが、企業価値を継続的に高め、ステークホルダーの要請に応えていくためには、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実と、環境の変化に応じた定期的な体制の見直しが不可欠であると考えており、そのため、社外取締役の選任については、引き続き検討を進めていく。

(4) 提出会社の役員の報酬等

報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	ストックオプション	
取締役	130	124	5	11
監査役 (社外監査役を除く。)	21	21		2
社外役員	13	13		2

役員ごとの連結報酬等の総額(ただし、1億円以上の者)

連結報酬等の総額が1億円以上の役員はいない。

提出日現在における報酬等の額又はその算定方法の決定方針
定めていない。

(5) 提出会社の株式の保有状況

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 108銘柄

貸借対照表計上額の合計額 7,933百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額が
資本金の100分の1を超える銘柄

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東京電力株式会社	375,300	935	取引先企業との関係 維持・強化のため
東日本旅客鉄道株式会社	104,500	679	
関西電力株式会社	254,000	544	
名古屋鉄道株式会社	1,990,000	533	
中部電力株式会社	191,100	446	
東海旅客鉄道株式会社	617	439	
西日本鉄道株式会社	1,130,591	408	
京成電鉄株式会社	467,000	265	
ブルドックソース株式会社	904,000	183	
J F E ホールディングス株式会社	48,700	183	
東北電力株式会社	88,000	173	
九州電力株式会社	84,700	172	
四国電力株式会社	56,000	148	

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項なし。

(6) 業務を執行した公認会計士について

会社法および金融商品取引法の会計監査について、あずさ監査法人と監査契約を締結し、公正不偏な立場から会計監査を受けている。なお、当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりである。

- ・業務執行社員 佐野 裕（当該事業年度を含む継続関与年数1年）
高尾英明（当該事業年度を含む継続関与年数2年）
- ・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士4名、その他13名

当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法により記載すべき利害関係はない。

(7) その他

(1) 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めている。これは、将来に向けた機動的な資本政策の選択を可能にするためのものである。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めている。これは、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できることを目的としたものである。

(2) 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨定款に定めている。

(3) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨、定款に定めている。

(4) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。

(5) 当社発行の優先株式について議決権を有しないこととしている理由

既存株主への影響を考慮したためである。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	52	0	51	0
連結子会社	6		6	
計	58	0	57	0

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当なし。

(当連結会計年度)

該当なし。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

海外工事入札用財務諸表の認証業務

(当連結会計年度)

海外工事入札用財務諸表の認証業務

【監査報酬の決定方針】

該当なし。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

なお、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成している。

なお、前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則及び建設業法施行規則に基づき、当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則及び建設業法施行規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)、及び当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の連結財務諸表、並びに前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)、及び当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けている。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下のとおり連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている。

会計基準の内容を適切に把握し、又は会計基準の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、当該機構の行う研修に参加することで、会計基準やディスクロージャー制度をめぐる動向等について適宜把握するよう努めている。

1【連結財務諸表等】
 (1)【連結財務諸表】
 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	25,667	29,545
受取手形・完成工事未収入金等	59,688	53,604
有価証券	2 0	2 0
未成工事支出金	10,829	5,988
その他のたな卸資産	1,608	1,240
立替金	15,233	-
繰延税金資産	2,020	2,596
その他	4,535	8,161
貸倒引当金	426	316
流動資産合計	119,158	100,823
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	2 15,410	2 15,334
機械・運搬具及び工具器具備品	10,310	10,279
土地	2 14,376	2 14,132
その他	3	38
減価償却累計額	18,667	18,995
有形固定資産合計	21,433	20,789
無形固定資産	312	296
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 2 8,099	1, 2 8,240
長期貸付金	95	64
繰延税金資産	4,074	4,544
その他	1 6,343	1 3,977
貸倒引当金	1,772	377
投資その他の資産合計	16,839	16,448
固定資産合計	38,585	37,535
資産合計	157,743	138,358

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	62,448	51,175
短期借入金	² 10,019	² 9,089
未成工事受入金	14,424	11,401
預り金	17,609	14,018
完成工事補償引当金	446	255
賞与引当金	408	404
工事損失引当金	125	892
事業構造改善引当金	-	1,217
その他	4,612	4,021
流動負債合計	110,095	92,476
固定負債		
長期借入金	² 11,461	² 10,211
退職給付引当金	5,677	7,054
環境対策引当金	195	195
その他	26	45
固定負債合計	17,361	17,507
負債合計	127,457	109,983
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,000	12,000
資本剰余金	9,000	9,000
利益剰余金	9,168	6,977
自己株式	95	118
株主資本合計	30,073	27,858
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	153	432
繰延ヘッジ損益	0	-
評価・換算差額等合計	153	432
新株予約権	60	83
純資産合計	30,286	28,374
負債純資産合計	157,743	138,358

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
売上高		
完成工事高	212,534	182,162
その他の事業売上高	11,742	9,714
売上高合計	224,276	191,877
売上原価		
完成工事原価	196,870	169,786 ₁
その他の事業売上原価	10,651	8,594
売上原価合計	207,522	178,380
売上総利益		
完成工事総利益	15,663	12,375
その他の事業総利益	1,090	1,120
売上総利益合計	16,754	13,496
販売費及び一般管理費	12,307 ₁	11,746 ₂
営業利益	4,446	1,750
営業外収益		
受取利息	68	38
受取配当金	161	113
その他	149	43
営業外収益合計	380	195
営業外費用		
支払利息	988	886
為替差損	727	-
その他	455	478
営業外費用合計	2,171	1,365
経常利益	2,655	581
特別利益		
固定資産売却益	-	84 ₃
貸倒引当金戻入額	-	438
投資有価証券売却益	699	-
その他	121	43
特別利益合計	820	566
特別損失		
減損損失	-	366 ₄
貸倒引当金繰入額	1,640	30
訴訟関連損失	-	499
損害賠償金	-	1,067
事業構造改善引当金繰入額	-	1,217
その他	313	465
特別損失合計	1,954	3,645
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,522	2,498
法人税、住民税及び事業税	139	483
法人税等調整額	380	1,238
法人税等合計	519	754
当期純利益又は当期純損失()	1,002	1,743

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	12,000	12,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	12,000	12,000
資本剰余金		
前期末残高	9,000	9,000
当期変動額		
自己株式の処分	-	0
当期変動額合計	-	0
当期末残高	9,000	9,000
利益剰余金		
前期末残高	8,598	9,168
当期変動額		
剰余金の配当	431	447
当期純利益又は当期純損失()	1,002	1,743
当期変動額合計	570	2,190
当期末残高	9,168	6,977
自己株式		
前期末残高	7	95
当期変動額		
自己株式の処分	-	0
自己株式の取得	87	23
当期変動額合計	87	23
当期末残高	95	118
株主資本合計		
前期末残高	29,590	30,073
当期変動額		
剰余金の配当	431	447
当期純利益又は当期純損失()	1,002	1,743
自己株式の処分	-	0
自己株式の取得	87	23
当期変動額合計	482	2,214
当期末残高	30,073	27,858

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,496	153
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,342	279
当期変動額合計	1,342	279
当期末残高	153	432
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	5	0
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5	0
当期変動額合計	5	0
当期末残高	0	-
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,490	153
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,337	279
当期変動額合計	1,337	279
当期末残高	153	432
新株予約権		
前期末残高	42	60
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17	22
当期変動額合計	17	22
当期末残高	60	83
純資産合計		
前期末残高	31,123	30,286
当期変動額		
剰余金の配当	431	447
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,002	1,743
自己株式の処分	-	0
自己株式の取得	87	23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,320	302
当期変動額合計	837	1,911
当期末残高	30,286	28,374

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,522	2,498
減価償却費	677	659
減損損失	-	366
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,038	408
退職給付引当金の増減額(は減少)	-	1,376
受取利息及び受取配当金	230	152
支払利息	988	886
為替差損益(は益)	358	4
投資有価証券売却損益(は益)	699	-
投資有価証券評価損益(は益)	-	302
有形固定資産売却損益(は益)	46	16
事業構造改善引当金の増減額(は減少)	-	1,217
売上債権の増減額(は増加)	7,203	5,364
未成工事支出金の増減額(は増加)	1,888	6,767
たな卸資産の増減額(は増加)	630	367
立替金の増減額(は増加)	19	10,144
仕入債務の増減額(は減少)	5,874	11,273
未成工事受入金の増減額(は減少)	5,004	3,022
預り金の増減額(は減少)	1,856	3,590
未払消費税等の増減額(は減少)	2,545	2,163
その他	392	2,958
小計	726	7,282
利息及び配当金の受取額	265	157
利息の支払額	939	898
法人税等の支払額	389	248
営業活動によるキャッシュ・フロー	335	6,292
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	106	51
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	3,214	83
有形固定資産の取得による支出	176	292
有形固定資産の売却による収入	102	41
貸付けによる支出	110	68
貸付金の回収による収入	153	94
その他	80	432
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,157	239
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	50	750
長期借入れによる収入	12,371	1,300
長期借入金の返済による支出	14,228	2,729
配当金の支払額	431	447
その他	87	29
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,326	2,656

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	358	4
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	137	3,879
現金及び現金同等物の期首残高	25,528	25,665
現金及び現金同等物の期末残高	25,665	29,545

【継続企業の前提に関する事項】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項なし。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社の数 2社 青山機工(株) ハザマ興業(株) (2) 主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ 非連結子会社は、企業集団における重要性が低く、またこれらの総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。	(1) 連結子会社の数 2社 青山機工(株) ハザマ興業(株) (2) 主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ 同左
2 持分法の適用に関する事項	持分法適用の非連結子会社数 無し 持分法適用の関連会社数 無し 持分法非適用の主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ 持分法非適用の主要な関連会社名 青山エナジーサービス(株) 持分法非適用会社である非連結子会社及び関連会社については、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価している。	持分法適用の非連結子会社数 無し 持分法適用の関連会社数 無し 持分法非適用の主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ 持分法非適用の主要な関連会社名 青山エナジーサービス(株) 同左
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致している。	同左
4 会計処理基準に関する事項 (1)重要な資産の評価基準及び評価方法	有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 デリバティブ 時価法	有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 デリバティブ 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>たな卸資産</p> <p>未成工事支出金 個別法による原価法</p> <p>未成業務支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）</p> <p>材料貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） （会計方針の変更） 当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用している。 これによる損益に与える影響は軽微である。</p>	<p>たな卸資産</p> <p>未成工事支出金 同左</p> <p>未成業務支出金 同左</p> <p>材料貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）</p>
	<p>有形固定資産（リース資産を除く） 建物については定額法（連結子会社1社は定率法）、その他の有形固定資産については定率法によっている。 なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっている。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。</p> <p>リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p>	<p>有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
(3)重要な引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(316百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年 1月22日))の適用により、債権から直接減額している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事にかかわる責任補修に備えるため、過去の一定期間における補修実績率に基づいて計上している。</p> <p>賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上している。</p> <p>工事損失引当金 受注工事に係わる将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>なお、提出会社における会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>なお、提出会社は会社分割により会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p>	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 同左</p> <p>事業構造改善引当金 事業構造改革の実施により今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積られる金額を計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>なお、提出会社における会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>なお、提出会社は会社分割により会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(4)重要な収益及び費用の計上基準	<p>環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、当該処理費用見込額を計上している。</p>	<p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用している。これによる損益及びセグメント情報に与える影響はない。また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額は無い。</p> <p>環境対策引当金 同左</p> <p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準 完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は141,497百万円である。</p> <p>(会計方針の変更) 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、原則として工事進行基準を採用(ただし、提出会社は工期1年以下または請負金額1億円未満の工事については工事完成基準を採用)していたが、当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、当連結会計年度より着手した工事契約から適用している。</p> <p>また、平成21年3月31日以前に着手した工事契約については、原則として工事進行基準を採用しているが、提出会社は、工期1年以下または請負金額1億円未満の工事については工事完成基準を引き続き採用している。</p> <p>これにより、従来の方法によった場合と比べ、当連結会計年度に係る完成工事高が5,979百万円、営業利益及び経常利益は422百万円増加し、税金等調整前当期純損失は422百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっている。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
(5)重要なヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっている。 ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っている。 また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用している。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ及び為替予約取引) ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性がある資産・負債のうち、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの。</p> <p>ヘッジ方針 現在又は将来において、ヘッジ対象となる資産・負債が存在する場合に限りデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間におけるヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計額を比較することにより、ヘッジの有効性を評価している。</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左</p> <p>ヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
(6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>完成工事高の計上基準 原則として工事進行基準を採用している。 ただし、提出会社は、工期1年以下または請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。 なお、工事進行基準によった完成工事高は144,993百万円、完成工事原価は134,613百万円である。 ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっている。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	<p>連結子会社の資産及び負債の評価は全面時価評価法によっている。</p>	<p>同左</p>
6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。</p>	<p>同左</p>

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>
<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来は、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。 これによる損益に与える影響はない。</p> <p>(積算関係費用及び先行投資費用に関する会計処理) 従来、受注が未確定な案件にかかる積算関係費用については、売上原価に計上し、また失注した案件にかかる先行投資費用については、営業外費用に計上していたが、当連結会計年度より、いずれも販売費及び一般管理費に計上する方法に変更した。 総合評価落札方式の導入にみられる近年の受注環境の変化等により、積算部門の営業支援機能の重要性が増し、積算関係費用の販売費的性格が強くなってきたこと、並びに先行投資費用の内容も次第に変化し、積算費用等の割合が増加傾向にあること等から、当社は、新中期経営計画「ハザマ第3次中期計画」(平成20年4月～平成23年3月)の開始を機に、これらの費用の管理方法等について一部見直しを行い、営業戦略費用として集約管理していくこととし、より適正な損益区分の表示を実現するため、販売費及び一般管理費に計上することとした。 この変更により、従来の方法と比べて、当連結会計年度の売上原価が184百万円減少し、販売費及び一般管理費が639百万円増加し、営業利益が454百万円減少しているが、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はない。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>(控除不能外国税に関する会計処理) 従来、海外の所得にかかる外国税で、税額控除不能なものについては、法人税・住民税及び事業税に計上していたが、当連結会計年度より売上原価に計上する方法に変更した。 当社は、新中期経営計画「ハザマ第3次中期計画」(平成20年4月～平成23年3月)の開始を機に、控除不能外国税の金額的重要性が高まるなか、海外事業の採算性管理方法の一部について見直しを行った。 この変更は、控除不能外国税を含めた海外事業のコスト管理を徹底すると共に、セグメント別の事業採算を明瞭に表示し、より適正な経営指標等の提供を行うために行ったものである。 この変更により、従来の方法と比べて、当連結会計年度の売上原価が340百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が同額減少している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>	

【表示方法の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(連結損益計算書関係)</p> <p>1 前連結会計年度において区分掲記していた「前期損益修正益」(当連結会計年度81百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示している。</p> <p>2 前連結会計年度において区分掲記していた「固定資産売却益」(当連結会計年度3百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示している。</p> <p>3 前連結会計年度において区分掲記していた「損害賠償金」(当連結会計年度31百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>1 前連結会計年度において、区分掲記していた「投資有価証券評価損益(は益)」(当連結会計年度13百万円)は、重要性が乏しくなったため、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示している。</p>	<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>1 前連結会計年度において区分掲記していた「立替金」(当連結会計年度5,089百万円)は、資産総額の100分の5以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示している。</p> <p>(連結損益計算書関係)</p> <p>1 前連結会計年度において区分掲記していた「為替差損」(当連結会計年度98百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、営業外費用の「その他」に含めて表示している。</p> <p>2 前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することとした。なお、前連結会計年度の特別利益の「その他」に含まれる「固定資産売却益」は3百万円である。</p> <p>3 前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めていた「貸倒引当金戻入額」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することとした。なお、前連結会計年度の特別利益の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入額」は36百万円である。</p> <p>4 前連結会計年度において区分掲記していた「投資有価証券売却益」(当連結会計年度4百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示している。</p> <p>5 前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めていた「訴訟関連損失」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することとした。なお、前連結会計年度の特別損失の「その他」に含まれる「訴訟関連損失」は183百万円である。</p> <p>6 前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めていた「損害賠償金」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することとした。なお、前連結会計年度の特別損失の「その他」に含まれる「損害賠償金」は31百万円である。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>1 前連結会計年度において、区分掲記していた「投資有価証券売却損益(は益)」(当連結会計年度4百万円)は、重要性が乏しくなったため、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示している。</p> <p>2 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「退職給付引当金の増減額(は減少)」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとした。なお、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「退職給付引当金の増減額(は減少)」は827百万円である。</p>

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	3 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「投資有価証券評価損益（は益）」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとした。なお、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「投資有価証券評価損益（は益）」は13百万円である。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)		当連結会計年度 (平成22年3月31日)	
1	1	1	1
このうち非連結子会社及び関連会社に対する金額は、次のとおりである。		このうち非連結子会社及び関連会社に対する金額は、次のとおりである。	
	投資有価証券(株式) 288百万円		投資有価証券(株式) 239百万円
	投資その他の資産・ その他(出資金) 100		投資その他の資産・ その他(出資金) 100
2	2	2	2
担保に供している資産は次のとおりである。		担保に供している資産は次のとおりである。	
(イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。		(イ) 次の債務に対して下記の資産を担保に供している。	
	債務の内訳		債務の内訳
	短期借入金 1,723百万円		短期借入金 2,706百万円
	長期借入金 8,898		長期借入金 7,891
	担保差入資産		担保差入資産
	建物・構築物 4,642百万円		建物・構築物 4,391百万円
	土地 13,349		土地 13,114
	投資有価証券 225		投資有価証券 250
	計 18,217		計 17,756
(ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。		(ロ) 工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。	
	有価証券 0百万円		有価証券 0百万円
	建物・構築物 258		建物・構築物 249
	土地 84		土地 84
	投資有価証券 584		投資有価証券 628
	計 928		計 962
(ハ) 関係会社の借入金(2,971百万円)に対して下記の資産を担保に供している。		(ハ) 関係会社の借入金(2,685百万円)に対して下記の資産を担保に供している。	
	投資有価証券 24百万円		投資有価証券 24百万円
3	保証債務	3	保証債務
下記の借入金について保証を行っている。		下記の借入金について保証を行っている。	
	従業員住宅ローン 48百万円		従業員住宅ローン 17百万円
4	受取手形裏書譲渡高 3百万円	4	受取手形裏書譲渡高 5百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																	
1		1	1 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額 882百万円																
2	1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりである。 従業員給料手当 4,772百万円 賞与引当金繰入額 110 退職給付費用 846 貸倒引当金繰入額 414 調査研究費 1,238	2	2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりである。 従業員給料手当 4,820百万円 賞与引当金繰入額 123 退職給付費用 977 調査研究費 1,239																
3	3 研究開発費 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、1,333百万円である。	3	3 研究開発費 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、1,296百万円である。																
4	4	4	3 固定資産売却益の内訳は次のとおりである。 土地 64百万円 建物 18 その他 1 計 84																
5	5	5	4 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東</td> <td>事務所</td> <td>建物</td> <td>50百万円</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>事務所</td> <td>土地 建物・構築物</td> <td>24 33</td> </tr> <tr> <td>九州</td> <td>事務所 倉庫 厚生施設</td> <td>土地 建物・構築物他</td> <td>210 48</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、原則として地域別で資産のグルーピングを実施し、減損損失の判定を行った。 当該資産については、当連結会計年度において撤廃等の意思決定を行い、今後の利用が見込まれないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(366百万円)として特別損失に計上した。 なお、回収可能額は正味売却価額により測定しており、土地及び建物は主に鑑定評価額により評価している。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	関東	事務所	建物	50百万円	東北	事務所	土地 建物・構築物	24 33	九州	事務所 倉庫 厚生施設	土地 建物・構築物他	210 48
地域	主な用途	種類	減損損失																
関東	事務所	建物	50百万円																
東北	事務所	土地 建物・構築物	24 33																
九州	事務所 倉庫 厚生施設	土地 建物・構築物他	210 48																

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	100,000			100,000
第 種優先株式	750			750
第 種優先株式	875			875
第 種優先株式	875			875
第 種優先株式	250			250
合計	102,750			102,750

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	34	889		923

(変動事由の概要)

主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加	57千株
自己株式の買付による増加	832千株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結 会計年度 末残高 (百万円)
			前連結 会計年度末	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	平成18年新株予約権	普通株式	12,500			12,500	42
	ストック・オプション としての新株予約権						17
合計							60

(注) 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載している。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	149	1.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年6月27日 定時株主総会	第 種 優先株式	68	91.52	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年6月27日 定時株主総会	第 種 優先株式	88	101.52	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年6月27日 定時株主総会	第 種 優先株式	97	111.52	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年6月27日 定時株主総会	第 種 優先株式	26	106.52	平成20年3月31日	平成20年6月30日
合計		431			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	148	1.50	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年6月26日 定時株主総会	第 種 優先株式	利益 剰余金	73	97.72	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年6月26日 定時株主総会	第 種 優先株式	利益 剰余金	94	107.72	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年6月26日 定時株主総会	第 種 優先株式	利益 剰余金	103	117.72	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年6月26日 定時株主総会	第 種 優先株式	利益 剰余金	28	112.72	平成21年3月31日	平成21年6月29日
合計			447			

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	100,000			100,000
第 種優先株式	750			750
第 種優先株式	875			875
第 種優先株式	875			875
第 種優先株式	250			250
合計	102,750			102,750

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	923	205	4	1,124

(変動事由の概要)

主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加	3千株
自己株式の買付による増加	201千株
代用自己株式の交付による減少	4千株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結 会計年度 末残高 (百万円)
			前連結 会計年度末	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	平成18年新株予約権	普通株式	12,500			12,500	42
	ストック・オプション としての新株予約権						40
合計							83

(注) 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載している。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	148	1.50	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年6月26日 定時株主総会	第種 優先株式	73	97.72	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年6月26日 定時株主総会	第種 優先株式	94	107.72	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年6月26日 定時株主総会	第種 優先株式	103	117.72	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年6月26日 定時株主総会	第種 優先株式	28	112.72	平成21年3月31日	平成21年6月29日
合計		447			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	第種 優先株式	利益 剰余金	68	90.80	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年6月29日 定時株主総会	第種 優先株式	利益 剰余金	88	100.80	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年6月29日 定時株主総会	第種 優先株式	利益 剰余金	96	110.80	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年6月29日 定時株主総会	第種 優先株式	利益 剰余金	26	105.80	平成22年3月31日	平成22年6月30日
合計			279			

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係
現金預金勘定 25,667百万円	現金預金勘定 29,545百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 2	現金及び現金同等物 29,545
現金及び現金同等物 25,665	

(リース取引関係)

(借手側)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

重要性が乏しいため記載を省略している。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりである。

(イ) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
機械、運搬具 及び 工具器具備品	837	398	438
その他	5	3	2
合計	843	402	441

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定している。

(ロ) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	188百万円
1年超	252
計	441

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定している。

(ハ) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	237百万円
減価償却費相当額	237

(ニ) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

リース資産の内容等については、重要性が乏しいため記載を省略している。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりである。

(イ) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
機械、運搬具 及び 工具器具備品	638	386	251
その他	5	4	1
合計	643	390	252

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定している。

(ロ) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	142百万円
1年超	110
計	252

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定している。

(ハ) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	188百万円
減価償却費相当額	188

(ニ) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。

(貸手側)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

重要性が乏しいため記載は省略している。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

リース資産の内容等については、重要性が乏しいため記載は省略している。

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については主に銀行借入により行っており、一時的な余剰資金の運用は安全性の高い短期的な預金等に限定している。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行わない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されている。また、海外事業に係る外貨建ての営業債権は、為替変動リスクに晒されている。

投資有価証券は、主に営業取引上関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが短期間で決済されるものである。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利が適用される借入金は、金利変動リスクに晒されている。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されている。

デリバティブ取引は、主に海外事業に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引と借入金の金利変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引である。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる事項」の「4 会計処理基準に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

債権の信用リスクの管理

当社グループは、各社の内規に従い、取引先(契約)ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用情報を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている

市場リスク(為替・金利変動リスク)の管理

当社グループは、為替の変動状況を案件別、通貨別に管理しており、確実に発生すると見込まれる取引の一部については為替予約を利用してヘッジしている。

また、支払金利の変動状況は借入金の個別契約ごとに把握しており、長期借入金の一部については、金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとに金利スワップ取引を利用している。

投資有価証券の時価変動リスクの管理

投資有価証券については、定期的に把握された時価が各社の担当役員まで報告されている。また、発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

デリバティブ取引に係るリスクの管理

取引の執行と管理に関する権限、責任、実務内容等を定めた各社の内規に基づき、管理部門責任者が取引の決済を行い、財務部門において取引の実行、取引内容の確認、リスク管理がなされている。また、デリバティブ取引の実施状況が定期的に各社の担当役員まで報告されている。なお、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、信用度の高い銀行とのみ取引を行っている。

資金調達に係る流動性リスクの管理

各社が月次に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用

することにより、当該価額が変動することもある。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない（（注2）参照）。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金預金	29,545	29,545	
(2)受取手形・完成工事未収入金等	53,604	53,601	3
(3)投資有価証券			
満期保有目的の債券	39	38	0
其他有価証券	5,524	5,524	
資産計	88,714	88,710	3
(1)支払手形・工事未払金等	51,175	51,175	
(2)短期借入金	9,089	9,089	
(3)預り金	14,018	14,018	
(4)長期借入金	10,211	10,260	48
負債計	84,495	84,544	48

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2)受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。

(3)投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっている。

また、有価証券について定められた注記事項は、「有価証券関係」注記に記載している。

負債

(1)支払手形・工事未払金等、(2)短期借入金、並びに(3)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっており、短期間で市場金利を反映しているため時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっている。また、変動金利による長期借入金の一部は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっている。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記に記載している。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表 計上額(百万円)
非上場株式	2,676

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めていない。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)
現金預金	29,545		
受取手形・完成工事未収入金等	53,428	176	
投資有価証券 満期保有目的の債券(国債)			39
合計	82,974	176	39

(注4)長期借入金の連結決算日後の返済予定額については、連結附属明細表「借入金等明細表」に記載している。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用している。

(有価証券関係)

前連結会計年度

1 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日)

区分	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えているもの			
株式	2,735	3,396	660
小計	2,735	3,396	660
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えていないもの			
株式	2,298	1,896	401
小計	2,298	1,896	401
合計	5,034	5,292	258

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
3,199	699	

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日)

内容	連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
割引金融債	
その他	0
合計	0
(2) その他有価証券	
非上場株式	2,518
合計	2,518

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(平成21年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
満期保有目的の債券				
割引金融債				
その他	0			
合計	0			

当連結会計年度

1 満期保有目的の債券(平成22年3月31日)

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結決算日における時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	39	38	0
小計	39	38	0

2 その他有価証券(平成22年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	4,334	3,517	817
小計	4,334	3,517	817
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	1,190	1,446	256
小計	1,190	1,446	256
合計	5,524	4,964	560

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	82	4	

4 減損処理を行った有価証券

その他有価証券について169百万円減損処理を行っている。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループは、為替予約取引、金利スワップ取引を利用している。

(2) 取引に対する取組方針、利用目的

当社グループは、為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用している。また、変動金利が適用される外部有利子負債の残高の範囲内で、金利上昇リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用している。なお、当社グループが利用しているデリバティブ取引に投機目的のものはない。

(3) 取引に係るリスクの内容

当社グループが利用している為替予約取引は、為替変動によるリスクを有しており、変動金利を固定金利に交換したスワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有している。なお、当社グループのデリバティブ取引にかかる取引先はいずれも信用度の高い銀行であり、取引先の信用リスクはないと判断している。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当社グループのデリバティブ取引は、取引の執行と管理に関する権限・責任・実務内容等を定めた各社の内規に基づき、管理部門責任者が取引の決裁を行い、財務部門において取引の実行・取引内容の確認・リスク管理がなされている。また、デリバティブ取引の実施状況が定期的に各社の担当役員まで報告されている。

(5) 「取引の時価等に関する事項」に係る補足説明等

「取引の時価等に関する事項」の「契約額等」はデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではない。

2 取引の時価等に関する事項

当社グループはヘッジ会計を適用しているため、該当事項はない。

当連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引（平成22年3月31日）

該当事項なし。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引（平成22年3月31日）

(1) 金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	6,384	5,398	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																																				
<p>1 採用している退職給付制度の概要 適格退職年金制度 昭和58年 4月 1日から退職金制度の一部について 適格退職年金制度を採用している。 退職一時金制度 退職金規程に基づく退職金一時金制度を採用して いる。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">21,636百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">8,821</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">12,814</td> </tr> <tr> <td>会計基準変更時差異の未処理額</td> <td style="text-align: right;">2,014</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">5,122</td> </tr> <tr> <td>連結貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">5,677</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">5,677</td> </tr> </table> <p>(注) 子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡 便法を採用している。</p> <p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">958百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">530</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">292</td> </tr> <tr> <td>会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">335</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">720</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">2,253</td> </tr> </table> <p>(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給 付費用は「勤務費用」に計上している。</p> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間 期間定額基準 配分方法 割引率 2.5% 期待運用収益率 2.5% 数理計算上の差異の 9年(発生時の従業員の 処理年数 平均残存勤務期間以内の 一定の年数による定額法 により、翌連結会計年度 から費用処理することと している。) 会計基準変更時差異の 15年 処理年数</p>	退職給付債務	21,636百万円	年金資産	8,821	未積立退職給付債務	12,814	会計基準変更時差異の未処理額	2,014	未認識数理計算上の差異	5,122	連結貸借対照表計上額純額	5,677	退職給付引当金	5,677	勤務費用	958百万円	利息費用	530	期待運用収益	292	会計基準変更時差異の費用処理額	335	数理計算上の差異の費用処理額	720	退職給付費用	2,253	<p>1 採用している退職給付制度の概要 適格退職年金制度 昭和58年 4月 1日から退職金制度の一部について 適格退職年金制度を採用している。 退職一時金制度 退職金規程に基づく退職金一時金制度を採用して いる。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">21,327百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">9,468</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">11,859</td> </tr> <tr> <td>会計基準変更時差異の未処理額</td> <td style="text-align: right;">1,678</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">3,125</td> </tr> <tr> <td>連結貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">7,054</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">7,054</td> </tr> </table> <p>(注) 子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡 便法を採用している。</p> <p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">952百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">520</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">176</td> </tr> <tr> <td>会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">335</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">1,101</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">2,734</td> </tr> </table> <p>(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給 付費用は「勤務費用」に計上している。</p> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間 期間定額基準 配分方法 割引率 2.5% 期待運用収益率 2.0% 数理計算上の差異の 9年(発生時の従業員の 処理年数 平均残存勤務期間以内の 一定の年数による定額法 により、翌連結会計年度 から費用処理することと している。) 会計基準変更時差異の 15年 処理年数</p>	退職給付債務	21,327百万円	年金資産	9,468	未積立退職給付債務	11,859	会計基準変更時差異の未処理額	1,678	未認識数理計算上の差異	3,125	連結貸借対照表計上額純額	7,054	退職給付引当金	7,054	勤務費用	952百万円	利息費用	520	期待運用収益	176	会計基準変更時差異の費用処理額	335	数理計算上の差異の費用処理額	1,101	退職給付費用	2,734
退職給付債務	21,636百万円																																																				
年金資産	8,821																																																				
未積立退職給付債務	12,814																																																				
会計基準変更時差異の未処理額	2,014																																																				
未認識数理計算上の差異	5,122																																																				
連結貸借対照表計上額純額	5,677																																																				
退職給付引当金	5,677																																																				
勤務費用	958百万円																																																				
利息費用	530																																																				
期待運用収益	292																																																				
会計基準変更時差異の費用処理額	335																																																				
数理計算上の差異の費用処理額	720																																																				
退職給付費用	2,253																																																				
退職給付債務	21,327百万円																																																				
年金資産	9,468																																																				
未積立退職給付債務	11,859																																																				
会計基準変更時差異の未処理額	1,678																																																				
未認識数理計算上の差異	3,125																																																				
連結貸借対照表計上額純額	7,054																																																				
退職給付引当金	7,054																																																				
勤務費用	952百万円																																																				
利息費用	520																																																				
期待運用収益	176																																																				
会計基準変更時差異の費用処理額	335																																																				
数理計算上の差異の費用処理額	1,101																																																				
退職給付費用	2,734																																																				

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

完成工事原価	1百万円
販売費及び一般管理費	16百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権A	第1回新株予約権B
決議年月日	平成20年6月27日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役8名、執行役員13名	当社幹部従業員76名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 110,400	普通株式 722,000
付与日	平成20年7月15日	平成20年7月15日
権利確定条件	第5回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結まで継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあること。ただし、死亡または会社都合により当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合はこの限りではない。	付与日から平成22年7月15日まで継続して当社の使用人の地位にあること。ただし、死亡、定年退職または会社都合により当社の使用人の地位を喪失した場合はこの限りではない。
対象勤務期間	自 平成20年7月15日 至 平成21年7月14日	自 平成20年7月15日 至 平成22年7月15日
権利行使期間	自 平成21年7月15日 至 平成31年7月14日	自 平成22年7月16日 至 平成27年7月15日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権A	第1回新株予約権B
権利確定前(株)		
前連結会計年度末		
付与	110,400	722,000
失効		
権利確定		
未確定残	110,400	722,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

単価情報

	第1回新株予約権A	第1回新株予約権B
権利行使価格(円)	1	125
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)	107	30

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

	第1回新株予約権A	第1回新株予約権B
株価変動性(注1)	42.3%	35.6%
予想残存期間(注2)	6年	4.5年
予想配当(注3)	1.5円/株	1.5円/株
無リスク利率(注4)	1.171%	1.061%

(注)1. 株式報酬型は平成15年10月1日～平成20年7月15日の株価実績、通常型は平成16年1月15日から平成20年7月15日の株価実績に基づき算定している。

2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっている。

3. 平成20年3月期の配当実績による。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りを採用している。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用している。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

完成工事原価	0百万円
販売費及び一般管理費	22百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権A	第1回新株予約権B	第2回新株予約権A	第2回新株予約権B
決議年月日	平成20年6月27日	平成20年6月27日	平成21年6月26日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役8名、 執行役員13名	当社幹部従業員76名	当社取締役9名、 執行役員12名	当社幹部従業員9名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 110,400	普通株式 722,000	普通株式 115,000	普通株式 86,400
付与日	平成20年7月15日	平成20年7月15日	平成21年7月14日	平成21年7月14日
権利確定条件	第5回定時株主総会終了後、次回定時株主総会終了まで継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあること。ただし、死亡または会社都合により当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合はこの限りではない。	付与日から平成22年7月15日まで継続して当社の使用人の地位にあること。ただし、死亡、定年退職または会社都合により当社の使用人の地位を喪失した場合はこの限りではない。	第6回定時株主総会終了後、次回定時株主総会終了まで継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあること。ただし、死亡または会社都合により当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合はこの限りではない。	付与日から平成23年7月14日まで継続して当社の使用人の地位にあること。ただし、死亡、定年退職または会社都合により当社の使用人の地位を喪失した場合はこの限りではない。
対象勤務期間	自 平成20年7月15日 至 平成21年7月14日	自 平成20年7月15日 至 平成22年7月15日	自 平成21年7月14日 至 平成22年7月13日	自 平成21年7月14日 至 平成23年7月14日
権利行使期間	自 平成21年7月15日 至 平成31年7月14日	自 平成22年7月16日 至 平成27年7月15日	自 平成22年7月14日 至 平成32年7月13日	自 平成23年7月15日 至 平成28年7月14日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権A	第1回新株予約権B	第2回新株予約権A	第2回新株予約権B
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	110,400	722,000		
付与			115,000	86,400
失効		9,500		
権利確定	110,400	104,500		
未確定残		608,000	115,000	86,400
権利確定後(株)				
前連結会計年度末				
権利確定	110,400	104,500		
権利行使	4,400			
失効				
未行使残	106,000	104,500		

単価情報

	第1回新株予約権A	第1回新株予約権B	第2回新株予約権A	第2回新株予約権B
権利行使価格 (円)	1	125	1	120
行使時平均株価 (円)	120			
付与日における公正な 評価単価(円)	107	30	101	28

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

	第2回新株予約権A	第2回新株予約権B
株価変動性(注1)	43.5%	37.3%
予想残存期間(注2)	6年	4.5年
予想配当(注3)	1.5円/株	1.5円/株
無リスク利率(注4)	0.810%	0.611%

(注)1. 第2回新株予約権Aは平成15年10月1日から平成21年7月14日の株価実績、第2回新株予約権Bは平成17年1月14日から平成21年7月14日の株価実績に基づき算定している。

2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっている。

3. 平成21年3月期の配当実績による。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りを採用している。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用している。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)		当連結会計年度 (平成22年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)	
	百万円		百万円
繰越欠損金	1,129	繰越欠損金	1,509
貸倒引当金損金	1,392	貸倒引当金損金	817
算入限度超過額等		算入限度超過額等	
固定資産未実現利益	209	固定資産未実現利益	209
進行基準決算損	864	進行基準決算損	650
退職給付引当金	2,286	退職給付引当金	2,862
その他	2,082	その他	3,056
繰延税金資産小計	7,965	繰延税金資産小計	9,106
評価性引当額	1,765	評価性引当額	1,668
繰延税金資産合計	6,200	繰延税金資産合計	7,438
(繰延税金負債)		(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	105	その他有価証券評価差額金	297
繰延税金負債合計	105	繰延税金負債合計	297
繰延税金資産の純額	6,094	繰延税金資産の純額	7,141
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
	%	税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略している。	
法定実効税率	40.7		
(調整)			
永久に損金に算入されない項目	11.5		
住民税均等割等	13.8		
評価性引当額の増減	24.4		
その他	7.4		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.2		

(賃貸等不動産関係)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載は省略している。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用している。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

	建設事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	212,534	11,742	224,276		224,276
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1	24,606	24,608	(24,608)	
計	212,536	36,348	248,885	(24,608)	224,276
営業費用	207,855	35,930	243,786	(23,956)	219,830
営業利益	4,680	418	5,098	(652)	4,446
資産・減価償却費及び資本 的支出					
資産	117,703	17,927	135,630	22,113	157,743
減価償却費	559	92	651	25	677
資本的支出	176	66	243		243

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各事業区分に属する主要な内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

その他の事業：建設資材の販売、リースに関する事業及びその他の事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は664百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

3 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は34,982百万円である。その主なものは、提出会社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等である。

4 会計処理の方法の変更

(1) 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載の通り、受注が未確定な案件にかかる積算関係費用と失注した案件にかかる先行投資費用について、販売費及び一般管理費に計上する方法に変更した。この変更に伴い、従来の方法に比較して、当連結会計年度の建設事業の営業利益が451百万円減少し、その他の事業の営業利益が3百万円減少している。

(2) 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載の通り、税額控除不能な外国税について、売上原価に計上する方法に変更した。この変更に伴い、従来の方法に比較して、当連結会計年度の建設事業の営業利益が340百万円減少している。なお、その他の事業の営業損益に与える影響はない。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

	建設事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	182,162	9,714	191,877		191,877
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1	23,656	23,657	(23,657)	
計	182,163	33,371	215,534	(23,657)	191,877
営業費用	180,208	32,920	213,129	(23,002)	190,126
営業利益	1,955	450	2,405	(655)	1,750
資産・減価償却費・減損損失及び資本的支出					
資産	94,470	13,666	108,136	30,221	138,358
減価償却費	534	100	634	25	659
減損損失	316		316	50	366
資本的支出	293	97	390		390

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各事業区分に属する主要な内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

その他の事業：建設資材の販売、リースに関する事業及びその他の事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は671百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

3 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は39,057百万円である。その主なものは、提出会社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等である。

4 会計処理の方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4(4)に記載の通り、当連結会計年度より完成工事高及び完成工事原価の計上基準を変更した。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、建設事業において当連結会計年度に係る売上高が5,979百万円、営業利益が422百万円増加した。なお、その他の事業に与える影響はない。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	199,244	25,032	224,276		224,276
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5		5	(5)	
計	199,250	25,032	224,282	(5)	224,276
営業費用	194,024	25,148	219,172	657	219,830
営業利益 又は営業損失()	5,225	115	5,110	(663)	4,446
資産	97,285	25,475	122,760	34,982	157,743

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア、北米

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は664百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は34,982百万円である。その主なものは、提出会社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等である。

5 会計処理の方法の変更

(1) 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載の通り、受注が未確定な案件にかかる積算関係費用と失注した案件にかかる先行投資費用について、販売費及び一般管理費に計上する方法に変更した。この変更に伴い、従来の方法と比較して、当連結会計年度の日本の営業利益が445百万円減少し、その他の地域の営業損失が9百万円増加している。

(2) 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載の通り、税額控除不能外国税について、売上原価に計上する方法に変更した。この変更に伴い、従来の方法と比較して、当連結会計年度のその他の地域の営業損失が340百万円増加している。なお、日本の営業利益に与える影響はない。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	174,225	17,651	191,877		191,877
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	34		34	(34)	
計	174,260	17,651	191,911	(34)	191,877
営業費用	170,598	18,896	189,494	632	190,126
営業利益 又は営業損失()	3,662	1,244	2,417	(667)	1,750
資産	77,046	22,254	99,300	39,057	138,358

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア、中南米

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は671百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は39,057百万円である。その主なものは、提出会社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等である。

5 会計処理の方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4(4)に記載の通り、当連結会計年度より完成工事高及び完成工事原価の計上基準を変更した。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、日本において当連結会計年度に係る売上高が5,188百万円、営業利益が335百万円増加した。また、その他の地域において当連結会計年度に係る売上高が790百万円増加し、営業損失が67百万円減少している。

【海外売上高】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

	日本以外の地域
海外売上高(百万円)	25,032
連結売上高(百万円)	224,276
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	11.2

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。
2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア、北米
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略している。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当事項なし。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	191.04円	1株当たり純資産額	172.06円
1株当たり当期純利益金額	7.07円	1株当たり当期純損失金額	20.45円
潜在株式調査後 1株当たり当期純利益金額	7.00円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載していない。	

(注)1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益又は当期純損失()(百万円)	1,002	1,743
普通株主に帰属しない金額(百万円)	298	279
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	298	279
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失()(百万円)	703	2,023
普通株式の期中平均株式数(千株)	99,472	98,926
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	298	
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	298	
普通株式増加数(千株)	43,760	
(うち優先株式(千株))	43,650	
(うち新株予約権(千株))	109	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成18年新株予約権及び第1回新株予約権B。 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載のとおり。	第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、平成18年新株予約権、第1回新株予約権A・B及び第2回新株予約権A・B。 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載のとおり。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	30,286	28,374
純資産の部の合計額から控除する額(百万円)	11,358	11,362
(うち残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額(百万円))	11,000	11,000
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	298	279
(うち新株予約権(百万円))	60	83
普通株式に係る純資産額(百万円)	18,927	17,012
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	99,076	98,875

(重要な後発事象)

該当事項なし。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項なし。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	7,350	6,600	2.06	
1年以内に返済予定の長期借入金	2,669	2,489	2.65	
1年以内に返済予定のリース債務	9	23		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	11,461	10,211	2.71	平成23年～平成26年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	22	60		平成23年～平成26年
その他有利子負債				
小計	21,513	19,385		
内部取引の消去	27	48		
合計	21,485	19,336		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載している。なお、リース債務の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していない。

2 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額の総額は以下のとおりである。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	5,124	4,567	360	160
リース債務	22	21	13	3
その他有利子負債				
小計	5,147	4,588	373	163
内部取引の消去	13	11	7	2
差引	5,133	4,576	366	160

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	第2四半期 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	第3四半期 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	第4四半期 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
売上高 (百万円)	44,184	51,771	42,717	53,202
税金等調整前 四半期純利益 金額又は税金等 調整前四半期純 損失金額 () (百万円)	94	1,387	119	3,911
四半期純利益金 額又は四半期純 損失金額 () (百万円)	102	646	1	2,284
1株当たり 四半期純利益金 額又は1株当た り四半期純損失 金額 () (円)	1.28	6.29	0.27	25.20

重要な訴訟事件等

現在、提出会社を含む多数の建設会社を被告とする全国トンネルじん肺訴訟が、全国13地方裁判所に提訴され審理中である。

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	22,726	26,662
受取手形	3,374	174
完成工事未収入金	54,749	52,469
完成業務未収入金	335	309
有価証券	0	0
未成工事支出金	9,347	4,793
未成業務支出金	79	82
材料貯蔵品	6	6
前払費用	87	58
未収入金	2,211	-
立替金	15,225	5,075
繰延税金資産	1,994	2,541
その他	2,603	3,179
貸倒引当金	426	317
流動資産合計	112,314	95,035
固定資産		
有形固定資産		
建物	12,980	12,853
減価償却累計額	7,337	7,573
建物（純額）	5,643	5,280
構築物	2,065	2,108
減価償却累計額	1,677	1,712
構築物（純額）	387	395
機械及び装置	2,393	2,403
減価償却累計額	2,304	2,332
機械及び装置（純額）	88	70
車両運搬具	100	88
減価償却累計額	64	60
車両運搬具（純額）	35	27
工具器具・備品	4,464	4,432
減価償却累計額	4,025	4,053
工具器具・備品（純額）	438	379
土地	13,750	13,506
リース資産	33	90
減価償却累計額	2	16
リース資産（純額）	31	73
有形固定資産合計	20,375	19,733
無形固定資産		
特許権	1	0
ソフトウェア	131	125
その他	125	124
無形固定資産合計	259	250

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	2 7,786	2 7,972
関係会社株式	2 571	2 402
出資金	15	15
関係会社出資金	100	100
長期貸付金	9	6
従業員に対する長期貸付金	60	57
関係会社長期貸付金	25	-
破産更生債権等	2,914	966
長期前払費用	8	34
敷金及び保証金	1,825	1,790
繰延税金資産	3,538	4,032
その他	1,147	775
貸倒引当金	1,735	343
投資その他の資産合計	16,267	15,811
固定資産合計	36,902	35,796
資産合計	149,216	130,831
負債の部		
流動負債		
支払手形	1 23,515	1 15,614
工事未払金	1 35,873	1 33,586
業務未払金	1 129	1 156
短期借入金	2 10,019	2 9,089
リース債務	-	21
未払金	946	1,682
未払費用	96	87
未払法人税等	259	306
未払消費税等	1,655	-
未成工事受入金	12,849	10,166
未成業務受入金	73	64
預り金	1 19,371	13,732
完成工事補償引当金	442	255
賞与引当金	361	365
工事損失引当金	125	892
事業構造改善引当金	-	1,217
従業員預り金	-	1,465
その他	1,472	62
流動負債合計	107,192	88,764

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
固定負債		
長期借入金	2 11,461	2 10,211
リース債務	-	54
退職給付引当金	4,936	6,348
環境対策引当金	195	195
その他	53	25
固定負債合計	16,647	16,836
負債合計	123,839	105,601
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,000	12,000
資本剰余金		
資本準備金	3,000	3,000
その他資本剰余金	6,000	6,000
資本剰余金合計	9,000	9,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
優先株式償還積立金	1,000	1,000
繰越利益剰余金	3,259	2,832
利益剰余金合計	4,259	3,832
自己株式	95	118
株主資本合計	25,163	24,713
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	153	433
繰延ヘッジ損益	0	-
評価・換算差額等合計	153	433
新株予約権	60	83
純資産合計	25,377	25,230
負債純資産合計	149,216	130,831

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
売上高		
完成工事高	208,142	179,194
その他の事業売上高	1,208	1,017
売上高合計	209,351	180,212
売上原価		
完成工事原価	192,744	167,096 ²
その他の事業売上原価	1,134	927
売上原価合計	193,878	168,024
売上総利益		
完成工事総利益	15,398	12,098
その他の事業総利益	74	90
売上総利益合計	15,472	12,188
販売費及び一般管理費		
役員報酬	165	164
従業員給料手当	4,421	4,459
賞与引当金繰入額	97	112
退職金	39	33
退職給付費用	755	903
法定福利費	604	607
福利厚生費	193	169
修繕維持費	91	76
事務用品費	492	444
通信交通費	834	775
動力用水光熱費	72	58
調査研究費	1,235	1,232
広告宣伝費	101	75
貸倒引当金繰入額	415	-
交際費	102	94
寄付金	13	5
地代家賃	721	686
減価償却費	386	374
租税公課	309	251
保険料	36	33
雑費	414	393
販売費及び一般管理費合計	11,504	10,954
営業利益	3,967	1,233

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業外収益		
受取利息	68	36
有価証券利息	0	0
受取配当金	¹ 206	¹ 2,159
その他	149	42
営業外収益合計	424	2,239
営業外費用		
支払利息	1,005	898
為替差損	727	-
その他	450	478
営業外費用合計	2,183	1,376
経常利益	2,209	2,096
特別利益		
固定資産売却益	-	³ 84
投資有価証券売却益	699	-
貸倒引当金戻入額	-	436
その他	116	37
特別利益合計	816	558
特別損失		
減損損失	-	⁴ 366
貸倒引当金繰入額	1,640	30
訴訟関連損失	-	499
損害賠償金	-	1,067
事業構造改善引当金繰入額	-	1,217
その他	289	457
特別損失合計	1,930	3,637
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	1,095	982
法人税、住民税及び事業税	116	230
法人税等調整額	514	1,233
法人税等合計	630	1,002
当期純利益	464	20

【完成工事原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		30,339	15.8	29,056	17.4
労務費		421	0.2	224	0.1
(うち労務外注費)		(421)	(0.2)	(224)	(0.1)
外注費		129,347	67.1	108,898	65.2
経費		32,636	16.9	28,916	17.3
(うち人件費)		(14,980)	(7.8)	(14,633)	(8.8)
計		192,744	100.0	167,096	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算である。

【その他の事業売上原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
付帯業務費用		1,134		927	
計		1,134	100.0	927	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算である。

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	12,000	12,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	12,000	12,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	3,000	3,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,000	3,000
その他資本剰余金		
前期末残高	6,000	6,000
当期変動額		
自己株式の処分	-	0
当期変動額合計	-	0
当期末残高	6,000	6,000
資本剰余金合計		
前期末残高	9,000	9,000
当期変動額		
自己株式の処分	-	0
当期変動額合計	-	0
当期末残高	9,000	9,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
優先株式償還積立金		
前期末残高	1,000	1,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,000	1,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,225	3,259
当期変動額		
剰余金の配当	431	447
当期純利益	464	20
当期変動額合計	33	426
当期末残高	3,259	2,832
利益剰余金合計		
前期末残高	4,225	4,259
当期変動額		
剰余金の配当	431	447
当期純利益	464	20

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
当期変動額合計	33	426
当期末残高	4,259	3,832
自己株式		
前期末残高	7	95
当期変動額		
自己株式の処分	-	0
自己株式の取得	87	23
当期変動額合計	87	23
当期末残高	95	118
株主資本合計		
前期末残高	25,218	25,163
当期変動額		
剰余金の配当	431	447
当期純利益	464	20
自己株式の処分	-	0
自己株式の取得	87	23
当期変動額合計	54	450
当期末残高	25,163	24,713
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,494	153
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,340	279
当期変動額合計	1,340	279
当期末残高	153	433
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	5	0
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5	0
当期変動額合計	5	0
当期末残高	0	-
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,488	153
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,335	280
当期変動額合計	1,335	280
当期末残高	153	433
新株予約権		
前期末残高	42	60
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17	22
当期変動額合計	17	22
当期末残高	60	83

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
純資産合計		
前期末残高	26,749	25,377
当期変動額		
剰余金の配当	431	447
当期純利益	464	20
自己株式の処分	-	0
自己株式の取得	87	23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,317	303
当期変動額合計	1,372	147
当期末残高	25,377	25,230

【継続企業の前提に関する事項】

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項なし。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項なし。

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ 時価法	デリバティブ 同左
3 たな卸資産の評価基準及び評価方法	未成工事支出金 個別法による原価法 未成業務支出金 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) 材料貯蔵品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) (会計方針の変更) 当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用している。これによる損益に与える影響はない。	未成工事支出金 同左 未成業務支出金 同左 材料貯蔵品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
4 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産(リース資産を除く) 建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっている。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっている。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。 リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	有形固定資産(リース資産を除く) 同左 無形固定資産(リース資産を除く) 同左 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(316百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))の適用により、債権から直接減額している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事にかかわる責任補修に備えるため、過去の一定期間における補修実績率に基づいて計上している。</p> <p>賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上している。</p> <p>工事損失引当金 受注工事に係わる将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。 会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしている。 なお、当社は会社分割により会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p>	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 同左</p> <p>事業構造改善引当金 事業構造改革の実施により今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積られる金額を計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。 会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしている。 なお、当社は会社分割により会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p>

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、当該処理費用見込額を計上している。</p>	<p>(会計方針の変更) 当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用している。これによる損益に与える影響はない。また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額はない。</p> <p>環境対策引当金 同左</p>
6 完成工事高及び完成工事原価の計上基準	<p>原則として工事進行基準を採用している。ただし、工期1年以下又は請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は144,343百万円、完成工事原価は134,534百万円である。</p>	<p>完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。</p> <p>なお、工事進行基準によった完成工事高は140,632百万円である。</p> <p>(会計方針の変更) 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、原則として工事進行基準を採用(ただし、工期1年以下または請負金額1億円未満の工事については工事完成基準を採用)していたが、当事業年度より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、当事業年度より着手した工事契約から適用している。</p> <p>また、平成21年3月31日以前に着手した工事契約については、原則として工事進行基準を採用しているが、工期1年以下または請負金額1億円未満の工事については工事完成基準を引き続き採用している。</p> <p>これにより、従来の方によった場合と比べ、当事業年度に係る完成工事高が5,924百万円、営業利益及び経常利益は412百万円増加し、税引前当期純損失は412百万円減少している。</p>

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
7 ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっている。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っている。</p> <p>また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用している。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ及び為替予約取引) ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性がある資産・負債のうち、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの。</p> <p>ヘッジ方針 現在又は将来において、ヘッジ対象となる資産・負債が存在する場合に限りデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間におけるヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計額を比較することにより、ヘッジの有効性を評価している。</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左</p> <p>ヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

【財務諸表作成の基本となる重要な会計方針の変更】

<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。 これによる損益に与える影響はない。 (積算関係費用及び先行投資費用に関する会計処理) 従来、受注が未確定な案件にかかる積算関係費用については、売上原価に計上し、また失注した案件にかかる先行投資費用については、営業外費用に計上していたが、当事業年度より、いずれも販売費及び一般管理費に計上する方法に変更した。 総合評価落札方式の導入にみられる近年の受注環境の変化等により、積算部門の営業支援機能の重要性が増し、積算関係費用の販売費的性格が強くなってきたこと、並びに先行投資費用の内容も次第に変化し、積算費用等の割合が増加傾向にあること等から、当社は、新中期経営計画「ハザマ第3次中期計画」(平成20年4月～平成23年3月)の開始を機に、これらの費用の管理方法等について一部見直しを行い、営業戦略費用として集約管理していくこととし、より適正な損益区分の表示を実現するため、販売費及び一般管理費に計上することとした。 この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の売上原価が184百万円減少し、販売費及び一般管理費が639百万円増加し、営業利益が454百万円減少しているが、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はない。 (控除不能外国税に関する会計処理) 従来、海外の所得にかかる外国税で、税額控除不能なものについては、法人税・住民税及び事業税に計上していたが、当事業年度より売上原価に計上する方法を変更した。 当社は、新中期経営計画「ハザマ第3次中期計画」(平成20年4月～平成23年3月)の開始を機に、控除不能外国税の金額的重要性が高まるなか、海外事業の採算性管理方法の一部について見直しを行った。 この変更は、控除不能外国税を含めた海外事業のコスト管理を徹底すると共に、セグメント別の事業採算を明瞭に表示し、より適正な経営指標等の提供を行うために行ったものである。 この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の売上原価が340百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少している。</p>	

【表示方法の変更】

<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>1 前事業年度において流動資産の「その他」に含めていた「未収入金」は、資産総額の100分の1を超えたため、当事業年度より区分掲記することとした。なお、前事業年度の流動資産の「その他」に含まれる「未収入金」は1,339百万円である。</p> <p>(損益計算書関係)</p> <p>1 前事業年度において区分掲記していた「前期損益修正益」(当事業年度79百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示している。</p> <p>2 前事業年度において区分掲記していた「損害賠償金」(当事業年度31百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p>	<p>(貸借対照表関係)</p> <p>1 前事業年度において区分掲記していた「未収入金」(当事業年度1,181百万円)は、資産総額の100分の1以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示している。</p> <p>2 前事業年度において流動負債の「その他」に含めていた「従業員預り金」は、負債及び純資産総額の100分の1を超えたため、当事業年度より区分掲記することとした。なお、前事業年度の流動負債の「その他」に含まれる「従業員預り金」は1,421百万円である。</p> <p>3 前事業年度において流動負債の「その他」に含めていた「リース債務」及び固定負債の「その他」に含めていた「リース債務」は、当事業年度より区分掲記することとした。なお、前事業年度の流動負債の「その他」に含まれる「リース債務」は9百万円、固定負債の「その他」に含まれる「リース債務」は22百万円である。</p> <p>(損益計算書関係)</p> <p>1 前事業年度において区分掲記していた「為替差損」(当事業年度98百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、営業外費用の「その他」に含めて表示している。</p> <p>2 前事業年度において特別利益の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記することとした。なお、前事業年度の特別利益の「その他」に含まれる「固定資産売却益」は2百万円である。</p> <p>3 前事業年度において区分掲記していた「投資有価証券売却益」(当事業年度4百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示している。</p> <p>4 前事業年度において特別利益の「その他」に含めていた「貸倒引当金戻入額」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記することとした。なお、前事業年度の特別利益の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入額」は35百万円である。</p> <p>5 前事業年度において特別損失の「その他」に含めていた「訴訟関連損失」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記することとした。なお、前事業年度の特別損失の「その他」に含まれる「訴訟関連損失」は183百万円である。</p> <p>6 前事業年度において特別損失の「その他」に含めていた「損害賠償金」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記することとした。なお、前事業年度の特別損失の「その他」に含まれる「損害賠償金」は31百万円である。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)		当事業年度 (平成22年3月31日)	
1	1 このうち関係会社に対するものは次のとおりである。 支払手形、工事未払金 11,446百万円 及び業務未払金 預り金 2,000	1	1 このうち関係会社に対するものは次のとおりである。 支払手形、工事未払金 9,822百万円 及び業務未払金
2	2 担保に供している資産は次のとおりである。 (イ)次の債務に対して下記の資産を担保に供している。 債務の内訳 短期借入金 1,723百万円 長期借入金 8,898 担保差入資産 建物 4,642百万円 土地 13,349 投資有価証券 225 計 18,217 (ロ)工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。 有価証券 0百万円 建物 258 土地 84 投資有価証券 584 計 928 (ハ)関係会社の借入金(2,971百万円)に対して下記の資産を担保に供している。 関係会社株式 20百万円	2	2 担保に供している資産は次のとおりである。 (イ)次の債務に対して下記の資産を担保に供している。 債務の内訳 短期借入金 2,706百万円 長期借入金 7,891 担保差入資産 建物 4,391百万円 土地 13,114 投資有価証券 250 計 17,756 (ロ)工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。 有価証券 0百万円 建物 249 土地 84 投資有価証券 628 計 962 (ハ)関係会社の借入金(2,685百万円)に対して下記の資産を担保に供している。 関係会社株式 20百万円
3	3 保証債務 下記の借入金等について保証を行っている。 従業員住宅ローン 48百万円	3	3 保証債務 下記の借入金について保証を行っている。 従業員住宅ローン 17百万円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																													
<p>1 1 このうち関係会社との取引にかかるものが次のとおり含まれている。 受取配当金 45百万円</p> <p>2 研究開発費 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、1,333百万円である。</p>	<p>1 1 このうち関係会社との取引にかかるものが次のとおり含まれている。 受取配当金 2,046百万円</p> <p>2 2 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額 882百万円</p> <p>3 研究開発費 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、1,296百万円である。</p> <p>4 3 固定資産売却益の内訳は次のとおりである。 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">64百万円</td></tr> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">18</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">84</td></tr> </table> </p> <p>5 4 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上している。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東</td> <td>事務所</td> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">50百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東北</td> <td rowspan="2">事務所</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">24</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td style="text-align: right;">33</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">九州</td> <td>事務所</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">210</td> </tr> <tr> <td>倉庫 厚生施設</td> <td>建物・構築物他</td> <td style="text-align: right;">48</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、原則として地域別で資産のグルーピングを実施し、減損損失の判定を行った。 当該資産については、当事業年度において撤廃等の意思決定を行い、今後の利用が見込まれないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(366百万円)として特別損失に計上した。 なお、回収可能額は正味売却価額により測定しており、土地及び建物は主に鑑定評価額により評価している。</p>	土地	64百万円	建物	18	その他	1	計	84	地域	主な用途	種類	減損損失	関東	事務所	建物	50百万円	東北	事務所	土地	24	建物・構築物	33	九州	事務所	土地	210	倉庫 厚生施設	建物・構築物他	48
土地	64百万円																													
建物	18																													
その他	1																													
計	84																													
地域	主な用途	種類	減損損失																											
関東	事務所	建物	50百万円																											
東北	事務所	土地	24																											
		建物・構築物	33																											
九州	事務所	土地	210																											
	倉庫 厚生施設	建物・構築物他	48																											

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	34	889		923

(変動事由の概要)

主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加	57千株
自己株式の買付による増加	832千株

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	923	205	4	1,124

(変動事由の概要)

主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加	3千株
自己株式の買付による増加	201千株
代用自己株式の交付による減少	4千株

(リース取引関係)

(借手側)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

重要性が乏しいため記載を省略している。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っており、その内容は次のとおりである。

(イ) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
車両運搬具	146	106	40
工具器具・ 備品	820	385	435
その他	5	3	2
合計	973	494	478

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定している。

(ロ) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	211百万円
1年超	267
計	478

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定している。

(ハ) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	266百万円
減価償却費相当額	266

(ニ) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

リース資産の内容等については、重要性が乏しいため記載を省略している。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っており、その内容は次のとおりである。

(イ) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
車両運搬具	102	87	14
工具器具・ 備品	628	377	250
その他	5	4	1
合計	736	469	267

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定している。

(ロ) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	152百万円
1年超	114
計	267

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定している。

(ハ) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	211百万円
減価償却費相当額	211

(ニ) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。

(有価証券関係)

前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の当事業年度末における貸借対照表計上額は下記のとおりである。

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 子会社株式	282
(2) 関連会社株式	120
計	402

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年 3月31日)	当事業年度 (平成22年 3月31日)																																																								
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(繰延税金資産)</th> <th style="text-align: right;">百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">1,129</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金</td><td style="text-align: right;">1,395</td></tr> <tr><td>算入限度超過額等</td><td style="text-align: right;">864</td></tr> <tr><td>進行基準決算損</td><td style="text-align: right;">864</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">1,988</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,987</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,367</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">1,728</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,638</td></tr> <tr><td colspan="2">(繰延税金負債)</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">105</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">105</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,532</td></tr> </tbody> </table>	(繰延税金資産)	百万円	繰越欠損金	1,129	貸倒引当金損金	1,395	算入限度超過額等	864	進行基準決算損	864	退職給付引当金	1,988	その他	1,987	繰延税金資産小計	7,367	評価性引当額	1,728	繰延税金資産合計	5,638	(繰延税金負債)		その他有価証券評価差額金	105	繰延税金負債合計	105	繰延税金資産の純額	5,532	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(繰延税金資産)</th> <th style="text-align: right;">百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">1,509</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金</td><td style="text-align: right;">812</td></tr> <tr><td>算入限度超過額等</td><td style="text-align: right;">646</td></tr> <tr><td>進行基準決算損</td><td style="text-align: right;">646</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">2,572</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2,942</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,483</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">1,612</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,871</td></tr> <tr><td colspan="2">(繰延税金負債)</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">297</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">297</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,573</td></tr> </tbody> </table>	(繰延税金資産)	百万円	繰越欠損金	1,509	貸倒引当金損金	812	算入限度超過額等	646	進行基準決算損	646	退職給付引当金	2,572	その他	2,942	繰延税金資産小計	8,483	評価性引当額	1,612	繰延税金資産合計	6,871	(繰延税金負債)		その他有価証券評価差額金	297	繰延税金負債合計	297	繰延税金資産の純額	6,573
(繰延税金資産)	百万円																																																								
繰越欠損金	1,129																																																								
貸倒引当金損金	1,395																																																								
算入限度超過額等	864																																																								
進行基準決算損	864																																																								
退職給付引当金	1,988																																																								
その他	1,987																																																								
繰延税金資産小計	7,367																																																								
評価性引当額	1,728																																																								
繰延税金資産合計	5,638																																																								
(繰延税金負債)																																																									
その他有価証券評価差額金	105																																																								
繰延税金負債合計	105																																																								
繰延税金資産の純額	5,532																																																								
(繰延税金資産)	百万円																																																								
繰越欠損金	1,509																																																								
貸倒引当金損金	812																																																								
算入限度超過額等	646																																																								
進行基準決算損	646																																																								
退職給付引当金	2,572																																																								
その他	2,942																																																								
繰延税金資産小計	8,483																																																								
評価性引当額	1,612																																																								
繰延税金資産合計	6,871																																																								
(繰延税金負債)																																																									
その他有価証券評価差額金	297																																																								
繰延税金負債合計	297																																																								
繰延税金資産の純額	6,573																																																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">14.5</td></tr> <tr><td>永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">4.2</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">18.2</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">3.0</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">8.6</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">57.6</td></tr> </tbody> </table>		%	法定実効税率	40.7	(調整)		永久に損金に算入されない項目	14.5	永久に益金に算入されない項目	4.2	住民税均等割等	18.2	評価性引当額の増減	3.0	その他	8.6	税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.6	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略している。</p>																																						
	%																																																								
法定実効税率	40.7																																																								
(調整)																																																									
永久に損金に算入されない項目	14.5																																																								
永久に益金に算入されない項目	4.2																																																								
住民税均等割等	18.2																																																								
評価性引当額の増減	3.0																																																								
その他	8.6																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.6																																																								

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	141.49円	1株当たり純資産額	140.25円
1株当たり当期純利益金額	1.67円	1株当たり当期純損失金額	2.62円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	1.67円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載していない。	

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	464	20
普通株主に帰属しない金額(百万円)	298	279
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	298	279
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失()(百万円)	166	259
普通株式の期中平均株式数(千株)	99,472	98,926
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	109	
(うち新株予約権(千株))	109	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第 種優先株式、第 種優先株式、第 種優先株式、第 種優先株式、平成18年新株予約権及び第1回新株予約権B。 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の通り。	第 種優先株式、第 種優先株式、第 種優先株式、平成18年新株予約権、第1回新株予約権A・B及び第2回新株予約権A・B。 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の通り。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	25,377	25,230
純資産の部の合計額から控除する額(百万円)	11,358	11,362
(うち残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額(百万円))	11,000	11,000
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	298	279
(うち新株予約権(百万円))	60	83
普通株式に係る純資産額(百万円)	14,018	13,867
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	99,076	98,875

(重要な後発事象)

該当事項なし。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
東京電力(株)	375,300	935
東日本旅客鉄道(株)	104,500	679
日本原燃(株)	66,664	666
関西電力(株)	254,000	544
名古屋鉄道(株)	1,990,000	533
中部電力(株)	191,100	446
東海旅客鉄道(株)	617	439
西日本鉄道(株)	1,130,591	408
関西国際空港(株)	6,300	315
京成電鉄(株)	467,000	265
東京湾横断道路(株)	4,200	210
首都圏新都市鉄道(株)	4,000	200
ブルドックソース(株)	904,000	183
J F E ホールディングス(株)	48,700	183
東北電力(株)	88,000	173
九州電力(株)	84,700	172
四国電力(株)	56,000	148
中部国際空港(株)	2,536	126
その他(90銘柄)	2,771,192	1,301
計	8,549,400	7,933

【債券】

銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(有価証券)		
満期保有目的の債券		
フィリピン共和国国債(2銘柄)	0	0
(投資有価証券)		
満期保有目的の債券		
元利分離国債(2銘柄)	44	39
計	44	39

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	12,980	5	131 (129)	12,853	7,573	238	5,280
構築物	2,065	44	1 (1)	2,108	1,712	34	395
機械及び装置	2,393	10		2,403	2,332	27	70
車両運搬具	100	15	27	88	60	16	27
工具器具・備品	4,464	49	81 (0)	4,432	4,053	105	379
土地	13,750		243 (234)	13,506			13,506
リース資産	33	56		90	16	13	73
有形固定資産計	35,787	179	485 (366)	35,482	15,748	437	19,733
無形固定資産							
特許権	39			39	38	1	0
ソフトウェア	1,310	54	0	1,365	1,239	60	125
その他	142	11	12	141	17		124
無形固定資産計	1,492	65	12	1,546	1,295	61	250
長期前払費用	44	38	44	38	3	11	34
繰延資産							
繰延資産計							

(注)「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額である。

【引当金明細表】

区分	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 1	2,162	549	1,095	956	660
完成工事補償引当金 2	442	255	293	148	255
賞与引当金	361	365	361		365
工事損失引当金 3	125	882	113	1	892
事業構造改善引当金		1,217			1,217
環境対策引当金	195				195

- 1 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、一般債権の貸倒実績率の見直しによる洗替358百万円と、特定債権の回収による戻入額597百万円である。
- 2 完成工事補償引当金の当期減少額(その他)は、補修実績率の見直しによる洗替額148百万円である。
- 3 工事損失引当金の当期減少額(その他)1百万円は、損失見込額の改善等による戻入額である。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 資産の部

(イ)現金預金

区分	金額(百万円)
現金	49
預金	
当座預金	10,222
普通預金	14,635
定期預金	1,653
その他	100
計	26,662

(ロ)受取手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
仙台環境開発(株)	130
(医)白十字会	25
(株)ナムコ	5
川田建設(株)	4
鉄建建設(株)	3
飛鳥建設(株)	3
その他	2
計	174

(b) 決済月別内訳

決済月	金額(百万円)
平成22年 4月	33
5月	33
6月	64
7月	42
8月	0
計	174

(八)完成工事未収入金及び完成業務未収入金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
国土交通省	2,037
東京電力㈱	986
創価学会	820
西日本高速道路㈱	683
インドネシア公共事業省	606
その他	47,643
計	52,779

(b) 滞留状況

計上期別	完成工事未収入金 (百万円)	完成業務未収入金 (百万円)
平成22年3月期 計上額	51,351	309
平成21年3月期以前 計上額	1,117	0
計	52,469	309

(二)未成工事支出金

期首残高 (百万円)	当期支出額 (百万円)	完成工事原価への振替額 (百万円)	期末残高 (百万円)
9,347	162,542	167,096	4,793

期末残高の内訳は次のとおりである。

材料費	979 百万円
労務費	4
外注費	972
経費	2,836
計	4,793

2 負債の部

(イ) 支払手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
木部建設(株)	446
丸磯建設(株)	392
(株)カナックス	326
大豊建設(株)	230
大成温調(株)	219
その他	13,998
計	15,614

(b) 決済月別内訳

決済月	金額(百万円)
平成22年 4月	3,635
5月	4,383
6月	3,495
7月	4,100
計	15,614

(ロ) 工事未払金及び業務未払金

相手先	金額(百万円)
ハザマ興業(株)	8,040
青山機工(株)	1,737
拓進建設(株)	589
木部建設(株)	587
東洋熱工業(株)	348
その他	22,438
計	33,742

(八)短期借入金

相手先	期末残高(百万円)
(株)みずほコーポレート銀行	2,021
みずほ信託銀行(株)	1,000
信金中央金庫	783
住友信託銀行(株)	700
(株)岐阜銀行	700
その他	3,884
計	9,089

(二)未成工事受入金

期首残高 (百万円)	当期受入額 (百万円)	完成工事高への振替額 (百万円)	期末残高 (百万円)
12,849	125,466	128,149	10,166

(注) 損益計算書の完成工事高179,194百万円と上記完成工事高への振替額との差額51,045百万円は完成工事未収入金である。

なお、「1 資産の部 (八)完成工事未収入金及び完成業務未収入金、(b)滞留状況」の完成工事未収入金当期計上額51,351百万円との差額306百万円は消費税等部分の未収入金である。

(ホ)預り金

区分	金額(百万円)
J V関係預り金	7,688
仮受消費税	5,168
その他	874
計	13,732

(ヘ)長期借入金

相手先	期末残高(百万円)
(株)みずほコーポレート銀行	6,030
三菱UFJ信託銀行(株)	1,861
(株)東邦銀行	550
信金中央金庫	500
(株)北海道銀行	320
その他	950
計	10,211

(3) 【その他】

重要な訴訟事件等

現在、当社を含む多数の建設会社を被告とする全国トンネルじん肺訴訟が、全国13地方裁判所に提訴され
審理中である。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 http://www.hazama.co.jp/koukoku/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主(実質株主を含む、以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第6期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)平成21年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第6期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)平成21年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第7期第1四半期(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)平成21年8月7日関東財務局長に提出

第7期第2四半期(自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)平成21年11月13日関東財務局長に提出

第7期第3四半期(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)平成22年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成21年7月22日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の提起)の規定に基づく臨時報告書である。

平成22年3月19日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書である。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自平成21年6月1日 至平成21年6月30日) 平成21年7月13日関東財務局長に提出

報告期間(自平成21年7月1日 至平成21年7月31日) 平成21年8月7日関東財務局長に提出

報告期間(自平成21年8月1日 至平成21年8月31日) 平成21年9月11日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

株式会社 間組
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 望月正芳
指定社員 業務執行社員	公認会計士 高尾英明

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、会社は受注が未確定な案件にかかる積算関係費用及び失注した案件にかかる先行投資費用についての会計処理を変更した。
2. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、会社は海外の所得にかかる外国税で税額控除不能なものについての会計処理を変更した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社間組の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社間組が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月29日

株式会社 間組
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 佐野 裕
指定社員 業務執行社員	公認会計士 高尾 英明

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」が適用されることとなるため、この会計基準及び適用指針により連結財務諸表を作成している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社間組の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社間組が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月26日

株式会社 間組
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 望月正芳
指定社員 業務執行社員	公認会計士 高尾英明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 「財務諸表作成の基本となる重要な会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度より、会社は受注が未確定な案件にかかる積算関係費用及び失注した案件にかかる先行投資費用についての会計処理を変更した。
2. 「財務諸表作成の基本となる重要な会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度より、会社は海外の所得にかかる外国税で税額控除不能なものについての会計処理を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月29日

株式会社 間組
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 佐野 裕
指定社員 業務執行社員	公認会計士 高尾 英明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「重要な会計方針 6 完成工事高及び完成工事原価の計上基準」に記載されているとおり、会社は当事業年度より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」が適用されることとなるため、この会計基準及び適用指針により財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。